

小規模多機能型居宅介護事業
看護小規模多機能型居宅介護事業
認知症対応型共同生活介護事業
(認知症高齢者グループホーム)
建設の手引き

—令和6年度整備（令和5年度募集）—

—令和5年3月—

横浜市健康福祉局高齢健康福祉部
介護事業指導課

目次

1	開所までの流れ	P 1
2	募集概要	P 3
	募集圏域一覧	P 7
3	用地・建築・地域団体等に関する調整事項	P 15
4	認知症高齢者グループホームの利用料	P 18
5	開設に伴う補助金	P 19
6	審査・選定方法	P 22

◎資料1：設備のガイドライン（P24～29）

◎資料2：設計にあたっての注意点（P30～31）

◎資料3：地域密着型サービス事業所事業者募集に関するQ&A（P32～33）

◎資料4：小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所一覧（整備予定含む）（P34～35）

◎資料5：横浜市の小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護関係データ（P36～37）

◎資料6：横浜市地域密着型サービス事業所整備促進のための民有地マッチング事業（P38～39）

◎事前相談等申込票（P40）

1 開所までの流れ

	整備費補助を申請する場合	整備費補助を申請しない場合
<u>令和5年5月15日（月）</u>	<u>事業計画書受付開始</u>	
<u>令和5年7月7日（金）</u> <u>17時まで</u>	<u>事業計画書提出締切（厳守）</u>	
令和5年7～10月 令和5年7月末～8月初旬頃	<u>審査</u> （書類確認・現地確認・ヒアリング等） <u>事業者ヒアリング</u> ・申請があった全事業計画について、締切後にヒアリングを行います。 ・代表者予定者、管理者予定者及び設計担当者の方は、必ずご出席ください。 ・オーナー型補助を希望される場合、オーナーの方もご出席ください。	
令和5年9月 （予定）		<u>事業計画書審査結果通知の送付・公表（※1）</u>
令和5年10月頃	横浜市社会福祉法人施設審査会	①福祉のまちづくり条例事前協議 ②建築確認等各種申請手続き <u>工事等着手届</u> ③ ー ④ ー ⑤工事着工 ⑥ ー ⑦工事しゅん工 ⑧各種検査関係手続き ⑨ ー <u>工事等完了届</u> ⑩現地確認
令和5年11月 （予定）	<u>事業計画書審査結果通知の送付・公表（※1）</u>	
令和6年3月下旬	令和6年度予算議決	
令和6年4月（予定）	県へ交付申請	
時期未定 （参考：令和4年度は7月上旬）	県からの交付決定	
	①福祉のまちづくり条例事前協議 ②建築確認等各種申請手続き <u>工事等着手届</u> ③実施設計審査【監査課】 ④施工業者入札・契約・発注 ⑤工事着工 ⑥整備費補助金申請手続き ⑦工事しゅん工 ⑧各種検査関係手続き ⑨完了検査【監査課】 <u>工事等完了届</u> ⑩現地確認	
開所約5か月前	指定申請手続き開始 【介護事業指導課 地域密着 運営担当】 詳細は、各サービスのページを参照してください。（※2）	
令和7年4月1日 （最終期限）	<u>介護保険事業者 指定（開所）</u>	

次ページに続く

(※1)：選定した事業計画は、概要をホームページで公開します。

(※2)：＜指定申請手続き＞

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/service/mittyakushinnki.html>

横浜市の管理者向け質の向上セミナーについては、指定申請より前に受講が必要となりますので、下記ホームページから募集期間をご確認ください。

＜横浜市の管理者向け質の向上セミナー＞

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/service/semina.html>

2 募集概要

(1) 事業計画書の作成等

ア 対象事業

本市介護保険事業計画に沿って、計画的に整備を進めていくため、補助金申請予定か否かを問わず、市内で整備を予定している全ての事業計画について事業計画書を提出していただきます。

また、今後法人を設立予定の場合、指定申請までに法人格の取得が可能であれば、個人の方による提出も可能です。

イ 質問・事前相談（募集期間外でも受け付けます）

質問又は事前相談にあたって来庁を希望される場合は、メール(kf-kscm@city.yokohama.jp)又はFAX(045-550-3615)にて、必ず事前相談等申込票(次ページURLからダウンロードできます)をお送りください。担当者より日程調整の連絡を差し上げます(相談内容によっては、お電話のみの対応となる場合がありますのでご了承ください)。なお、来庁による相談時には①事前相談等申込票、②図面(配置図・平面図)を持参して下さい。

小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所について、市街化調整区域における整備を予定している場合は、介護事業指導課との事前相談を必須とします。上記の方法により必ず事前相談を行ってください。

ウ 事業計画書の作成

この手引きと事業計画書の記載例を参考に、事業計画書を作成してください。

事業計画書作成等に要する費用は、全額事業者負担となります。

複写した資料を提出する場合は、必要に応じて原本証明を行ってください。

(※事業計画書提出書類確認一覧を参照)

「事業計画書」エクセルファイル内の「『事業計画書』ファイルの綴り方」を必ず参照して綴ってください。【正副各1部】【抜粋版2部】【抜粋版バラ1部】(計5部)を提出してください。

選定後の事業計画の変更は認められないことがありますので、実現性の高い計画の作成をお願いします。

【図面の作成・提出にあたって】

- ① 建築士(設計者)の氏名が記載されているものを提出してください。
- ② 基準条例上の「設備に関する基準」(第87条、115条、185条)、「設備のガイドライン」(資料1)「認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 設計にあたっての注意点」(資料2)を必ず参照した上で図面を作成してください。
- ③ 台所については(ア)キッチンユニット、(イ)食器棚、(ウ)冷蔵庫の位置を図面に明記してください。
- ④ 事務室については(ア)机、(イ)書庫を図面に明記してください。
- ⑤ 居間・食堂について、面積算定の範囲を図面で示してください。

※選定した事業計画について、後に設計変更を促す場合があります。

エ 事業計画書の提出

事前に来庁日時をお約束の上、介護事業指導課に御持参ください。

資料の追加提出や修正も提出締切までに行う必要があります。例年多くの場合に不足資料の追加や修正をお願いしていますので、日程に余裕をもって御提出ください。

提出された事業計画書・添付資料等は、副本を除き、返却しません。

提出された事業計画書・添付資料等は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づき、行政文書として情報開示の対象となることがあります。

事業計画書を作成する際には、基準日を締切の前月末日としてください。

オ 事業計画提出後

事業計画書提出後に、現地確認及びヒアリングを行います。

審査結果通知後、選定された事業者は、事業計画の内容に沿って事業を進めることについて、確約書を提出していただきます。

※虚偽その他不正な申請が発覚した場合は、選定対象としません。

★事業計画書及び事前相談等申込票のダウンロード先★

小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kaisetsu/st-seibi.html>

認知症対応型共同生活介護

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kaisetsu/gh-seibi.html>

(2) 応募要件

ア 運営法人に関する要件

- ・ 介護保険法第78条の2第4項第4号の2から第12号及び第115条の12第2項第4号の2から第12号に該当しない法人であること。看護小規模多機能型居宅介護については、病床を有する診療所の開設者は法人でなくても可能です。
- ・ 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- ・ 介護給付費等返還金がある場合は、誠実に返還していること。
- ・ 法人が運営している全事業所に係る介護保険法に基づく介護保険事業者の指定の全部効力の停止を受けていないこと、また、同効力の停止期間終了日から3年以内でないこと。
- ・ 法人が運営している全事業所に係る介護保険法に基づく介護保険事業者の指定の一部効力の停止を受けていないこと、また、同効力の停止期間終了日から1年以内でないこと。

なお、指定申請までに介護保険法上の全ての指定基準を満たさない場合には、計画が選定されても指定出来ません。

イ 建物及び立地等に関する要件

- ・ 既存物件にて整備する場合、昭和56年以前の建物については、耐震診断を受け、現行の耐震基準を満たしていること、又は、必要な耐震改修を実施していること。
- ・ 平成18年8月31日以前に新築の工事に着手した建築物については、アスベストの飛散がない状態であること、アスベストの除去等の措置済であること、又はアスベストが使用されていないこと。
- ・ 計画地及び建物に根抵当権が設定されていないこと、また、設定する予定がないこと。
- ・ 災害のおそれがある区域に関する要件については、15頁のとおりとすること。
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所については、市街化調整区域での建築が可能であるが、当区域での立地要件については、15頁のとおりとすること。

- ・ 計画地に別の事業計画等がないこと。

(3) 人員・設備・運営に関する基準

横浜市独自基準もありますので、「横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例」等に従って、適正な運営や設備を確保してください。

詳細は「横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例」、「横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例」、「運営の手引き」、「指定基準の概要」を参照してください。

【条例URL】

http://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00001748.html

http://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00001749.html

【「運営の手引き」「指定基準の概要」URL】

小規模多機能型居宅介護：https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/service/henkou_unei/syoubou.html

看護小規模多機能型居宅介護：https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/service/henkou_unei/hukugou.html

認知症対応型共同生活介護：https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/service/henkou_unei/gh.html

(4) 募集日常生活圏域

ア 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト含む）

「募集圏域一覧」の **143 圏域**です。

① 小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト含む）

(7) 整備なし圏域 **44 圏域**

(イ) 1 か所整備済み圏域 **68 圏域**

(ウ) 2 か所整備済み圏域 **31 圏域**

② 看護小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト含む）

整備なし圏域 **120 圏域**

イ 認知症対応型共同生活介護事業所（サテライト含む）

① ユニット（定員）数

(7) 本体事業

1つの事業所につき、3ユニット（27人）までの応募が可能です。

(イ) サテライト

- ・ サテライトのユニットの合計数が、本体事業所のユニットの数を上回らないこと。
- ・ 本体事業所とサテライトのユニットの数の合計は、最大4までとすること。（詳細は「運営の手引き」参照）

② 募集日常生活圏域

「募集圏域一覧」の、**88 圏域**です。

(7) 未整備圏域（※1） **8 圏域**

(イ) 鶴見・神奈川・西・中・南・港南・保土ヶ谷・旭・磯子・金沢・港北・緑・青葉・戸塚・栄の15区で、圏域内の事業所が2か所以下の圏域（80圏域）

- ・ 選定にあたっては、未整備圏域（※1）の整備、本体事業所の整備を優先します。
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所と認知症対応型共同生活介

護事業所との併設の場合は、どちらの事業所も募集対象圏域であることが必要です。

- ・各圏域における小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備数の合計の上限は3か所です（サテライト含む）。

※1：未整備圏域とは、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護においては、そのどちらも整備されていない日常生活圏域を指します。認知症対応型共同生活介護においては、認知症対応型共同介護事業所が1か所も整備されていない日常生活圏域を指します。

募集圏域一覧

小多機＝小規模多機能型居宅介護
GH＝認知症対応型共同生活介護

看多機＝看護小規模多機能型居宅介護

各圏域における小多機及び看多機の整備数の合計の上限は原則として3か所であり、そのうち、看多機の整備数の上限は1か所とします。

小多機:①＝整備なし圏域、①＝1か所整備済み圏域、②＝2か所整備済み圏域、×＝募集対象外

看多機:①＝整備なし圏域、×＝募集対象外

GHの各圏域における整備数の上限は原則として3か所です。

GH :①＝整備なし圏域、①＝1か所整備済み圏域、②＝2か所整備済み圏域、×＝募集対象外

区	小多機・看多機合計			GH	日常生活圏域名	該当地域
	小多機	看多機	合計			
鶴見区	①	①	①	①	鶴見中央地域ケアプラザ圏域	諏訪坂(1～3、7～19、21)、佃野町、鶴見一丁目(1～4、6～15～6～26、6～28～、7～13)、鶴見二丁目(1、3)、鶴見中央一～四丁目、鶴見中央五丁目(1～7、8の一部、9、10、11の一部、14の一部、15、16、19、20)、寺谷一丁目(1～22、25～1～25～3、25～24～25～28、26、27)、寺谷二丁目、豊岡町、東寺尾中台(16～18、35～37)
	②	②	①	②	矢向地域ケアプラザ圏域	江ヶ崎町、矢向一～六丁目
	①	①	①	①	鶴見市場地域ケアプラザ圏域	市場上町、市場下町、市場西中町、市場東中町、市場富士見町、市場大和町、栄町通3～4丁目、尻手一～三丁目、菅沢町、平安町、元宮一～二丁目
	①	①	①	②	潮田地域ケアプラザ圏域	朝日町、安善町、潮田町、扇島、小野町、寛政町、栄町通1～2丁目、汐入町、下野谷町、末広町、大東町、仲通、浜町、弁天町、本町通、向井町
	①	①	①	①	生麦地域ケアプラザ圏域	岸谷四丁目(30～34)、大黒町、大黒ふ頭、鶴見中央五丁目(8の一部、11の一部、12、13、14の一部、17、18、21～31)、生麦一～五丁目
	①	①	①	①	東寺尾地域ケアプラザ圏域	岸谷一～二丁目、岸谷三丁目(34の一部、35を除く)、岸谷四丁目(30～34を除く)、東寺尾一丁目(1～2、3の一部、4の一部を除く)、東寺尾二丁目(21の一部、23を除く)、東寺尾三～四丁目、東寺尾五丁目(1～10、11の一部、12の一部、13～14、15の一部、20、21)、東寺尾六丁目(1～3)
	②	②	①	②	寺尾地域ケアプラザ圏域	岸谷三丁目(34の一部、35)、北寺尾一～五丁目、北寺尾六丁目(18の一部、19～21、24の一部、25の一部、27の一部、28の一部、29～32)、北寺尾七丁目(19の一部)、獅子ヶ谷一丁目(1～26、33～38、40、41の一部、44の一部)、獅子ヶ谷二丁目、獅子ヶ谷三丁目(30の一部、32を除く)、諏訪坂(4～6、20)、鶴見一丁目(5、6～1～6～14)、鶴見二丁目(2)、寺谷一丁目(23、24、25～4～25～23)、馬場六丁目(5、6の一部、25)、東寺尾六丁目(1～16を除く)、東寺尾北台、東寺尾中台(1～15、19～34)、東寺尾東台
	②	②	①	②	馬場地域ケアプラザ圏域	上の宮一～二丁目、北寺尾六丁目(18の一部、19～21、24の一部、25の一部、27の一部、28の一部、29～32を除く)、北寺尾七丁目(19の一部を除く)、獅子ヶ谷三丁目(30の一部、32)、馬場一～五丁目、馬場六丁目(5、6の一部、25を除く)、馬場七丁目、東寺尾一丁目(1～2、3の一部、4の一部)、東寺尾二丁目(21の一部、23)、東寺尾五丁目(11の一部、12の一部、15の一部、16～19、22、23)、東寺尾六丁目(4～16)
	①	①	①	②	駒岡地域ケアプラザ圏域	梶山一～二丁目、上末吉一～五丁目、駒岡一～五丁目、獅子ヶ谷一丁目(27～32、39、41の一部、42、43、44の一部、45～63)、下末吉一～六丁目、三ツ池公園

区	小多機・看多機合計			GH	日常生活圏域名	該当地域
	小多機	看多機	看多機			
神奈川区	①	①	①	②	沢渡三ツ沢地域ケアプラザ圏域	沢渡、三ツ沢上町、三ツ沢中町、三ツ沢下町、三ツ沢東町、三ツ沢西町、三ツ沢南町、鶴屋町2～3丁目
	②	②	①	①	反町地域ケアプラザ圏域	反町、桐畑、幸ヶ谷、青木町、泉町、栄町、大野町、金港町、鶴屋町一丁目、台町、高島台、上反町、松本町、栗田谷、旭ヶ丘、広台太田町、松ヶ丘、西神奈川一丁目、二ツ谷町、富家町、鳥越、立町
	①	①	①	②	神之木地域ケアプラザ圏域	松見町、西寺尾、神之木町、神之木台、大口通、大口仲町、西大口、七島町
	①	①	①	×	菅田地域ケアプラザ圏域	菅田町
	②	②	①	①	片倉三枚地域ケアプラザ圏域	片倉、三枚町、神大寺
	②	②	①	①	新子安地域ケアプラザ圏域	新子安、子安台、子安通、入江、浦島町、新浦島町、亀住町、新町、東神奈川、神奈川本町、神奈川、星野町、千若町、山内町、橋本町、瑞穂町、鈴繁町、出田町、恵比須町、守屋町、宝町、浦島丘
	①	①	①	②	六角橋地域ケアプラザ圏域	白幡町、白幡上町、白幡向町、白幡仲町、白幡東町、白幡西町、白幡南町、六角橋、西神奈川二～三丁目、白楽、斎藤分町、平川町、二本榎、中丸
	①	①	①	×	羽沢圏域	羽沢町、羽沢南
西区	①	①	①	×	藤棚地域ケアプラザ圏域	藤棚町1丁目(第3地区部分)、藤棚町2丁目、浜松町、久保町、東久保町、元久保町、境之谷
	①	①	×	①	戸部本町地域ケアプラザ圏域	御所山町、戸部本町、戸部町5～7丁目、桜木町、西戸部町3丁目、伊勢町3丁目(第2地区部分)、中央一～二丁目、西前町、藤棚町1丁目(第2地区部分)、高島一～二丁目、平沼一～二丁目、みなとみらい一～六丁目
	①	①	①	①	浅間台地域ケアプラザ圏域	北幸一～二丁目、南幸一～二丁目、岡野一～二丁目、西平沼町、浅間町、南浅間町、浅間台、楠町、宮ヶ谷、南軽井沢、北軽井沢
	①	①	①	①	宮崎地域ケアプラザ圏域	花咲町、紅葉ヶ丘、宮崎町、戸部町1～4丁目、老松町、東ヶ丘、赤門町、霞ヶ丘、西戸部町1～2丁目、伊勢町1～2丁目、伊勢町3丁目(第4地区部分)
中区	①	①	①	①	新山下地域ケアプラザ圏域	山下町、元町、新山下一～三丁目、千代崎町、北方町、小港町、諏訪町、本牧十二天
	①	①	①	①	不老町地域ケアプラザ圏域	宮川町、桜木町、花咲町、野毛町、黄金町、初音町、日ノ出町、赤門町、英町、伊勢佐木町、末広町、羽衣町、弥生町、曙町、末吉町、吉田町、福富町仲通、福富町西通、福富町東通、長者町2～9丁目、蓬萊町、若葉町、吉浜町(1)、万代町、不老町、三吉町(4)、千歳町(3)、山田町、山吹町、富士見町、石川町、打越、海岸通、元浜町、日本大通、新港一～二丁目、北仲通、南仲通、太田町、相生町、住吉町、常磐町、尾上町、真砂町、港町、本町、弁天通、横浜公園、内田町
	①	①	①	①	寿地区圏域	翁町、扇町、寿町、松影町、長者町1丁目、千歳町(1～2)、三吉町(1～3)、吉浜町(2)
	①	①	①	②	麦田地域ケアプラザ圏域	麦田町、柏葉、大和町、立野、鷺山、竹之丸、西之谷町、本牧緑ヶ丘(1～77、81～201)、滝之上(51～78)、上野町、妙香寺台、豆口台、仲尾台、山手町(36～202、226～269)
	②	②	①	②	本牧原地域ケアプラザ圏域	本郷町、本牧満坂、本牧町、本牧荒井(131、132、158～170)、本牧原、本牧宮原、本牧元町(25～35)、本牧緑ヶ丘(139-4・201-9)、錦町、和田山、本牧ふ頭
	①	①	①	①	簗沢地域ケアプラザ圏域	山元町、簗沢、塚越、寺久保、大平町、大芝台、西竹之丸、根岸台、根岸旭台、滝之上(1～50、79～160)、山手町(1～35、203～225、270～288)

区	小多機 ・ 看多機 合計	小多機	看多機	G H	日常生活圏域名	該当地域
中区	②	②	①	①	本牧和田地域ケアプラザ圏域	本牧和田、本牧間門、本牧荒井(36～122、303-2、303-6)、本牧元町(1～24、36～76)、本牧大里町、本牧三之谷、根岸町、池袋、根岸加曽台、矢口台、千鳥町、豊浦町、かもめ町、南本牧
南区	①	①	①	②	大岡地域ケアプラザ圏域	大岡一～二丁目、大橋町、中島町、通町、若宮町、弘明寺町、井土ケ谷下町、井土ケ谷中町、井土ケ谷上町、中里町
	①	①	①	①	清水ケ丘地域ケアプラザ圏域	清水ケ丘、庚台、三春台、伏見町、西中町、前里町、白金町、南太田一～四丁目
	×	×	×	×	永田地域ケアプラザ圏域	永田南一～二丁目、永田山王台、永田東一～三丁目、永田みなみ台、永田台、永田北一～三丁目
	①	①	①	①	六ツ川地域ケアプラザ圏域	六ツ川一～四丁目、別所中里台、別所六～七丁目、中里四丁目
	②	①	×	①	別所地域ケアプラザ圏域	大岡三～五丁目、別所一～五丁目、中里一～三丁目
	①	①	①	①	浦舟地域ケアプラザ圏域	永楽町、真金町、万世町、高根町、白妙町、浦舟町、日枝町、南吉田町、山王町、吉野町、新川町、二葉町、高砂町
	①	①	①	①	中村地域ケアプラザ圏域	中村町、唐沢、平楽、八幡町、山谷
	①	①	①	②	睦地域ケアプラザ圏域	堀ノ内町、睦町、花之木町、宿町、宮元町、共進町、東蒔田町、榎町、蒔田町
港南区	①	①	①	②	日下地区圏域	上大岡東一丁目の一部、上大岡東二～三丁目、上大岡西二～三丁目、港南四丁目の一部、港南五～六丁目、笹下一～七丁目
	①	①	①	×	港南中央地区圏域	大久保一～三丁目、上大岡東一丁目の一部、上大岡西一丁目、港南一～三丁目、港南四丁目の一部、港南中央通、最戸一～二丁目、日野一～五丁目、日野六丁目の一部、日野中央一丁目、野庭町の一部
	①	①	×	②	東永谷地区圏域	上永谷一～四丁目、野庭町の一部、東永谷一～三丁目
	①	①	①	②	芹が谷地区圏域	芹が谷一～四丁目、芹が谷五丁目の一部、東芹が谷
	②	①	×	×	下永谷地区圏域	上永谷五～六丁目、下永谷一～六丁目、芹が谷五丁目の一部
	①	①	①	②	丸山台地区圏域	上永谷町の一部、野庭町の一部、日野六丁目の一部、丸山台一～四丁目
	①	①	①	①	日限山地区圏域	上永谷町の一部、日限山一～四丁目
	①	①	①	②	野庭地区圏域	野庭町の一部、日野八丁目の一部、日野九丁目の一部
	①	①	①	×	日野南地区圏域	港南台四丁目の一部、港南台九丁目の一部、野庭町の一部、日野七丁目、日野八丁目の一部、日野九丁目の一部、日野中央二～三丁目、日野南一～七丁目
	②	②	①	×	港南台地区圏域	港南台一～三丁目、港南台四丁目の一部、港南台五～八丁目、港南台九丁目の一部
保土ケ谷区	①	①	①	②	仏向地域ケアプラザ圏域	坂本町、仏向町、仏向西
	①	①	①	①	上菅田地域ケアプラザ圏域	上菅田町、新井町
	①	①	①	②	川島地域ケアプラザ圏域	西谷町、西谷一丁目～四丁目、東川島町、川島町
	②	②	①	②	常盤台地域ケアプラザ圏域	峰沢町、常盤台、岡沢町、鎌谷町、峰岡町3丁目、和田一～二丁目、釜台町、上星川一～三丁目
	①	①	①	①	星川地域ケアプラザ圏域	峰岡町1～2丁目、宮田町、天王町、川辺町、星川一～三丁目、明神台
	×	×	×	×	今井地域ケアプラザ圏域	新桜ケ丘一～二丁目、藤塚町、法泉一～三丁目、権太坂一～三丁目、今井町、境木町、境木本町
	①	①	①	×	岩崎地域ケアプラザ圏域	花見台、桜ケ丘一～二丁目、初音ケ丘、岩崎町、保土ケ谷町2～3丁目、狩場町
	①	①	①	①	岩間・月見台圏域	神戸町、岩間町、西久保町、帷子町、月見台、霞台、保土ケ谷町1丁目、岩井町、瀬戸ケ谷町
旭区	①	①	①	①	ひかりが丘地域ケアプラザ圏域	上白根町の中原街道の北側エリア

区	小多機・看多機合計			GH	日常生活圏域名	該当地域
	小多機	看多機	看多機			
旭区	①	①	①	×	上白根地域ケアプラザ圏域	中白根一～四丁目、白根町、上白根一～三丁目、上白根町の中原街道の北側は除くエリア、白根五丁目の一部（三菱第六団地自治会、白根日商自治会）、白根七丁目の一部（中白根町内会）、白根八丁目
	①	①	①	②	白根地域ケアプラザ圏域	白根一～四・六丁目、白根五丁目の一部（三菱第六団地自治会、白根日商自治会を除く）、白根七丁目の一部（中白根町内会を除く）、川島町（国道16号の南側を除くエリア）
	①	①	①	①	若葉台地域ケアプラザ圏域	若葉台一～四丁目
	①	①	①	×	川井地域ケアプラザ圏域	上川井町、川井本町、川井宿町、下川井町、都岡町、矢指町
	①	①	①	②	今宿西地域ケアプラザ圏域	今宿東町、今宿西町、今宿南町
	①	①	①	×	鶴ヶ峰地域ケアプラザ圏域	鶴ヶ峰一～二丁目、西川島町、三反田町、小高町、鶴ヶ峰本町一～三丁目、川島町（国道16号の南側）
	①	①	①	①	左近山地域ケアプラザ圏域	左近山、市沢町
	①	①	①	①	今宿地域ケアプラザ圏域	今宿町、今宿一～二丁目、中沢一～三丁目、中尾一～二丁目、東希望が丘の一部（クレール希望が丘自治会、東希望が丘西部自治会、希望が丘ビレッジ自治会、コスモ希望が丘自治会、東希望が丘ハイツ自治会を除く）
	②	①	×	②	二俣川地域ケアプラザ圏域	二俣川1～2丁目、さちが丘、今川町、四季美台、本村町
	①	①	①	②	万騎が原地域ケアプラザ圏域	本宿町、南本宿町、万騎が原、大池町、柏町、桐が作
	①	①	①	①	笹野台地域ケアプラザ圏域	笹野台一～四丁目、金が谷、金が谷一～二丁目
	×	×	×	②	南希望が丘地域ケアプラザ圏域	中希望が丘、南希望が丘、善部町、東希望が丘の一部（クレール希望が丘自治会、東希望が丘西部自治会、希望が丘ビレッジ自治会、コスモ希望が丘自治会、東希望が丘ハイツ自治会）
磯子区	①	①	①	×	屏風ヶ浦地域ケアプラザ圏域	汐見台1～3丁目、森二～六丁目、森が丘一～二丁目、中原一～四丁目、新中原町
	①	①	①	①	磯子地域ケアプラザ圏域	磯子二～七丁目、磯子台、新磯子町、森一丁目、新森町
	①	①	①	①	新杉田地域ケアプラザ圏域	杉田一～九丁目、杉田坪呑、新杉田町
	①	①	①	×	滝頭地域ケアプラザ圏域	丸山一～二丁目、滝頭一～三丁目、岡村一～八丁目
	①	①	①	×	根岸地域ケアプラザ圏域	東町、西町、鳳町、原町、下町、坂下町、馬場町、上町、広地町、久木町、磯子一丁目、磯子八丁目、中浜町
	①	①	①	①	洋光台地域ケアプラザ圏域	洋光台一～六丁目
	②	②	①	×	上笹下地域ケアプラザ圏域	田中一～二丁目、栗木一～三丁目、上中里町、氷取沢町、峰町
金沢区	①	①	①	①	並木地域ケアプラザ圏域	富岡東一～二丁目、富岡東三丁目1番～9番、並木一丁目、昭和町、鳥浜町、白帆
	①	①	①	②	六浦地域ケアプラザ圏域	六浦町、六浦南一～五丁目、六浦三～五丁目、大道一～二丁目、朝比奈町、東朝比奈一～三丁目
	②	①	×	×	泥亀地域ケアプラザ圏域	泥亀一～二丁目、町屋町、洲崎町、柴町、谷津町、金沢町、寺前一～二丁目、海の公園、平潟町、野島町、乙舳町
	①	①	①	①	富岡地域ケアプラザ圏域	富岡西一～七丁目
	①	①	×	×	釜利谷地域ケアプラザ圏域	釜利谷東一～四丁目、釜利谷東六～八丁目、釜利谷南一～四丁目、高舟台一～二丁目
	①	①	×	①	能見台地域ケアプラザ圏域	能見台一～六丁目、能見台通、能見台東、能見台森
	①	①	①	①	西金沢地域ケアプラザ圏域	釜利谷東五丁目、釜利谷西一～六丁目、釜利谷町、みず木町

区	小多機・看多機合計			G H	日常生活圏域名	該当地域
	小多機	看多機	合計			
金沢区	②	②	①	×	富岡東地域ケアプラザ圏域	並木二～三丁目、富岡東三丁目10番以降、富岡東四～六丁目、幸浦一～二丁目、福浦一～三丁目、八景島
	①	①	①	②	柳町地域ケアプラザ圏域	大川、六浦東一～三丁目、六浦一～二丁目、柳町、瀬戸
	①	①	①	①	西柴中学校区地域ケアプラザ圏域	西柴一～四丁目、堀口、片吹、長浜、長浜一～二丁目
港北区	①	①	①	②	日吉本町地域ケアプラザ圏域	日吉本町一丁目・三～四丁目、箕輪町一～三丁目、日吉一～七丁目
	①	①	①	①	高田地域ケアプラザ圏域	高田町、高田東一～四丁目、高田西一～五丁目
	①	①	×	②	下田地域ケアプラザ圏域	下田町一～六丁目、日吉本町二丁目・五～六丁目
	①	①	①	×	新吉田地域ケアプラザ圏域	新吉田町、新吉田東一～八丁目
	①	①	①	×	新羽地域ケアプラザ圏域	新羽町、北新横浜一～二丁目
	②	②	①	×	樽町地域ケアプラザ圏域	綱島西一～六丁目、綱島東一～六丁目、綱島上町、綱島台、樽町一～四丁目、大曾根一～三丁目、大曾根台、師岡町
	②	②	①	②	大豆戸地域ケアプラザ圏域	大豆戸町、大倉山一～七丁目、菊名四～七丁目、菊名三丁目の一部（菊名北町町内会）、新横浜一～三丁目、錦が丘、篠原北一～二丁目、富士塚二丁目の一部（ふじ町内会）、篠原町の一部（表谷町内会）
	①	①	①	×	城郷小机地域ケアプラザ圏域	小机町、岸根町、鳥山町
	②	①	×	①	篠原地域ケアプラザ圏域	篠原町（表谷町内会を除く）、篠原西町、篠原台町、篠原東一～三丁目、仲手原一～二丁目、菊名一～二丁目、菊名三丁目の一部（菊名南町自治会）、富士塚一丁目、富士塚二丁目の一部（富士塚自治会）
緑区	②	②	①	×	山下地域ケアプラザ圏域	西八朔町、北八朔町、小山町、青砥町
	②	②	①	×	十日市場地域ケアプラザ圏域	十日市場町、新治町、長津田みなみ台七丁目（8番19～27号、9～32番）
	①	①	①	×	長津田地域ケアプラザ圏域	長津田一～七丁目、長津田町、いぶき野、長津田みなみ台一～六丁目、長津田みなみ台七丁目（8番19～27号、9～32番を除く）
	②	①	×	×	中山地域ケアプラザ圏域	中山一～六丁目、三保町、上山一～三丁目、寺山町、森の台、台村町
	①	①	①	①	東本郷地域ケアプラザ圏域	東本郷町、東本郷一～六丁目
	①	①	①	①	鴨居地域ケアプラザ圏域	白山一～四丁目、竹山一～四丁目、鴨居一～七丁目、鴨居町
	①	①	①	×	霧が丘地域ケアプラザ圏域	霧が丘一～六丁目
青葉区	②	②	①	②	荏田地域ケアプラザ圏域	あざみ野南一～四丁目、荏田北一～三丁目、荏田町
	②	②	①	×	もえぎ野地域ケアプラザ圏域	もえぎ野、柿の木台、みたけ台、上谷本町、藤が丘一～二丁目、梅が丘1～13・17～33、千草台、下谷本町
	①	①	①	①	奈良地域ケアプラザ圏域	すみよし台、奈良一～五丁目、奈良町、緑山
	①	①	①	②	さつきが丘地域ケアプラザ圏域	しらとり台、つつじが丘、さつきが丘、梅が丘14～16・34～40
	①	①	①	①	美しが丘地域ケアプラザ圏域	美しが丘四丁目、美しが丘西一～三丁目、すすき野三丁目5、荏子田一～三丁目（一丁目4・16、三丁目1～14・26～28を除く）、元石川町（3714～4341・5148・5151を除く）
	①	①	①	②	大場地域ケアプラザ圏域	大場町、みすずが丘、あざみ野一～四丁目、荏子田一丁目4・16・三丁目26～28、元石川町3714～4341・5148・5151

区	小多機・看多機合計			G H	日常生活圏域名	該当地域
	小多機	看多機	合計			
青葉区	①	①	①	×	鴨志田地域ケアプラザ圏域	鴨志田町、寺家町、たちばな台一～二丁目、成合町
	①	①	×	×	ピオラ市ケ尾地域ケアプラザ圏域	市ケ尾町、荏田西一～五丁目
	①	①	①	①	青葉台地域ケアプラザ圏域	青葉台一～二丁目、榎が丘、桜台、若草台
	①	①	×	×	恩田地域ケアプラザ圏域	あかね台一～二丁目、恩田町、桂台一～二丁目、田奈町、松風台
	①	①	①	①	たまプラザ地域ケアプラザ圏域	美しが丘一～三丁目・五丁目、新石川一～四丁目
	①	①	①	①	すすき野地域ケアプラザ圏域	すすき野一～三丁目（三丁目5を除く）、鉄町、もみの木台、黒須田、荏子田三丁目1～14
都筑区	②	①	×	×	中川地域ケアプラザ圏域	大圃町、中川一～八丁目、牛久保町、牛久保一～三丁目、牛久保西一～四丁目、牛久保東一～三丁目、中川中央一～二丁目、大圃西、あゆみが丘
	②	②	①	×	葛が谷地域ケアプラザ圏域	葛が谷、大丸、高山、荏田東町、荏田東一～四丁目、荏田南町、荏田南一～五丁目
	①	①	×	×	東山田地域ケアプラザ圏域	東山田一～四丁目、東山田町、北山田一～七丁目、すみれが丘、南山田一～三丁目、南山田町
	①	①	①	×	加賀原地域ケアプラザ圏域	見花山、富士見が丘、二の丸、加賀原一～二丁目、川和台、川和町、池辺町、佐江戸町
	②	②	①	×	新栄地域ケアプラザ圏域	勝田町、新栄町、勝田南一～二丁目、早瀬一～三丁目、茅ヶ崎町、茅ヶ崎中央、茅ヶ崎東一～五丁目、茅ヶ崎南一～五丁目
	①	①	①	×	都田地区圏域	平台、長坂、桜並木、仲町台一～五丁目、東方町、折本町、大熊町、川向町
戸塚区	②	②	①	×	平戸地域ケアプラザ圏域	平戸一～五丁目、平戸町
	①	①	×	×	名瀬地域ケアプラザ圏域	名瀬町
	①	①	①	②	東戸塚地域ケアプラザ圏域	秋葉町、川上町、品濃町、上品濃、前田町
	②	②	①	×	舞岡柏尾地域ケアプラザ圏域	上柏尾町、柏尾町、南舞岡一～四丁目、舞岡町（以下を除く 1153、1159、1462～1474）
	①	①	①	×	上矢部地域ケアプラザ圏域	鳥が丘、上矢部町、矢部町（以下を除く 1～136、269～284、321、458～482、600～601、1542-（4、14～18、95、135～142）、1612～1629、1663-（～5、43、89～106、116～118）、1668-（247～271、282）、1670-4～1674-19、1677-（8～10、21～22）、1681、1794～1802、1828-（～83）、1929、1957-1、1959、2058～2073、2082、2088～2091、3001-1～3008-3）、戸塚町の一部（4539、4541、4975、4978、4979、4980-8）
	②	②	①	×	上倉田地域ケアプラザ圏域	上倉田町、吉田町、矢部町の一部（1～136、269～284、321、458～482、600～601、3001-1～3008-3）、舞岡町の一部（1153、1159、1462～1474）、戸塚町の一部（6010-1～6014-3）
	②	②	①	②	下倉田地域ケアプラザ圏域	下倉田町
	②	①	×	×	南戸塚地域ケアプラザ圏域	戸塚町（以下を除く 4539、4541、4975、4978、4979、4980-8、6010-1～6014-3、3557-1、4527～4536、4544～4555、4557～4563）
	②	②	①	×	汲沢地域ケアプラザ圏域	汲沢一～八丁目、矢部町の一部（1542-（4、14～18、95、135～142）、1612～1629、1663-（～5、43、89～106、116～118）、1668-（247～271、282）、1670-4～1674-19、1677-（8～10、21～22）、1681、1794～1802、1828-（～83）、1929、1957-1、1959、2058～2073、2082、2088～2091）、汲沢町（以下を除く 2～37）、戸塚町の一部（3557-1、4527～4536、4544～4555、4557～4563）

区	小多機 ・ 看多機 合計	小多機	看多機	G H	日常生活圏域名	該当地域
戸塚区	②	②	①	×	原宿地域ケアプラザ圏域	原宿一～五丁目（以下を除く 四丁目19～24）、小雀町、影取町、東俣野町、深谷町の一部（505、505-2、505-6～10、506、623～668、671～680、685～687）、汲沢町の一部（2～37）
	②	②	①	②	深谷俣野地域ケアプラザ圏域	深谷町（以下を除く 505、505-2、505-6～10、506、623～668、671～680、685～687）、俣野町、 原宿四丁目の一部（19～24）
栄区	①	①	①	×	豊田圏域	金井町、田谷町、長沼町、飯島町、長尾台町、本郷台一～五丁目
	①	①	①	①	笠間圏域	笠間一～五丁目
	②	①	×	②	小菅ヶ谷圏域	小菅ヶ谷一～四丁目、小菅ヶ谷町、小山台一～二丁目、鍛冶ヶ谷町の一部、桂町の一部、笠間町、飯島町の一部
	①	①	×	①	本郷中央圏域	桂町、公田町、桂台西一～二丁目、桂台北、桂台中、桂台南一丁目、桂台南二丁目の一部、桂台東の一部、柏陽の一部
	①	①	①	②	本郷第三圏域	鍛冶ヶ谷一～二丁目、鍛冶ヶ谷町の一部、柏陽、元大橋一～二丁目、上郷町の一部、若竹町、中野町、桂町の一部、公田町の一部
	①	①	①	①	上郷西圏域	亀井町、尾月、犬山町、上之町、桂台東の一部、野七里一丁目の一部、上郷町の一部
	①	①	①	①	上郷東圏域	上郷町、東上郷町、庄戸一～五丁目、野七里一丁目の一部、野七里二丁目、長倉町、桂台南二丁目の一部
泉区	①	①	①	×	上飯田地域ケアプラザ圏域	上飯田町
	②	②	①	×	下和泉地域ケアプラザ圏域	和泉町（1～1999、2253、3151～3152）、下飯田町、下和泉、和泉が丘一～二丁目、和泉が丘三丁目（1～33、36）、和泉中央南一丁目、和泉中央南二丁目（24（1号～48号）、25（1号～16号、35号、36号）、26（1号～72号））27～28、34～39）
	×	×	×	×	踊場地域ケアプラザ圏域	中田町、白百合、中田東、中田北、中田西、中田南
	①	①	①	×	いずみ中央地域ケアプラザ圏域	和泉町（2000～4999（2253、3151～3152を除く））、和泉町（5000～5999（都市計画道路権太坂和泉線の南側））、和泉が丘三丁目（34～35、37～40）、和泉中央南二丁目（1～23、24（52号～58号）、25（21号～34号）、26（74号～85号）、29～33）、和泉中央南三～五丁目、和泉中央北
	①	①	①	×	新橋地域ケアプラザ圏域	岡津町（2067～2069、2777～2833、3013）、新橋町、弥生台（33-1）、池の谷、緑園
	②	①	×	×	いずみ野地域ケアプラザ圏域	弥生台（33-1を除く）、和泉町（5000～5999（都市計画道路権太坂和泉線の北側））、和泉町（6000以降）
	②	②	①	×	岡津地域ケアプラザ圏域	岡津町（2067～2069、2777～2833、3013を除く）、西が岡、領家、桂坂

区	小多機・看多機合計			G H	日常生活圏域名	該当地域
	小多機	看多機	看多機			
瀬谷区	②	①	×	×	二ツ橋地域ケアプラザ圏域	三ツ境、二ツ橋町の一部、宮沢一～四丁目
	×	×	×	×	阿久和地域ケアプラザ圏域	阿久和東、阿久和西、阿久和南
	②	②	①	×	中屋敷地域ケアプラザ圏域	中屋敷一～三丁目、本郷一～四丁目、竹村町、上瀬谷町、目黒町、五貫目町、北町、卸本町、瀬谷町、中央、瀬谷四丁目
	②	②	①	×	下瀬谷地域ケアプラザ圏域	瀬谷五～六丁目、南瀬谷一～二丁目、南台一～二丁目、下瀬谷一～三丁目、橋戸一～三丁目、北新
	①	①	①	×	二ツ橋第二地域ケアプラザ圏域	東野、東野台、二ツ橋町の一部、相沢一～七丁目、瀬谷一～三丁目

- * 「〇〇町の一部」となっている場所は、具体的な地番を介護事業指導課にお問い合わせください。
介護事業指導課から所管課に確認するため、時間がかかる事があります。
- * 該当地域については、第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画の「日常生活圏域一覧表」から掲載しています。
- * 応募された計画が同一圏域内において3か所を上回った場合、介護保険法第78条の2の規定に基づく総量規制を行うことがあります。
- * 現時点では、第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画を策定中であり、令和6年度以降の各事業種別の整備目標数は未定です。また、募集圏域の考え方や同一圏域における整備数の上限等について変更する可能性があります。

3 用地・建築・地域団体等に関する調整事項

(1) 立地条件

ア 基準条例では、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあることが定められています。（基準条例第87条第4項、第115条第9項、第185条第4項）

イ 都市計画（市街化調整区域、工業専用地域、特別用途地区、地区計画等）や農業振興地域制度（農業振興地域内の農用地区域）、建築協定などのまちのルールにより、それぞれの根拠法令等から**福祉施設等を整備することができない地域もあります。**

本市ウェブサイトにある「i-マッピー」などで事業所用地における都市計画等に関する内容を確認し、必要に応じて各所管部署との調整を行ってください。

横浜市行政地図情報提供システム i-マッピー（まちづくり地図情報）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>

ウ 利用者の安全確保の観点から、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等といった、災害のおそれがある区域での建築は次のとおりとします。なお、該当する区域で整備する場合、土砂災害防止法等に基づき避難確保計画の作成、避難訓練の実施等が必要になります。

(ア) 災害レッドゾーン

- a 土砂災害特別警戒区域
- b 急傾斜地崩壊危険区域

のいずれかに該当する場合、応募不可とします。

(イ) 災害イエローゾーン

- a 土砂災害警戒区域
- b 浸水深1メートル以上の浸水想定区域等

のいずれかに該当する場合、やむを得ない事情（※）がある場合を除き、原則として応募不可とします。なお、災害イエローゾーンにおいて新規整備をする場合は、高齢者施設等に安全上・避難上の対策が実施されている等の要件を満たすこととします。

※やむを得ない事情

日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである場合、かつ、当該地域の必要な介護等のサービスが不足している場合 等

注意：災害イエローゾーンの取扱いは、全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（令和5年3月）に基づき設定しています。今後、厚生労働省が策定する「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」等によって、立地条件を変更する可能性がありますので、ご承知おきください。

「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」のURL

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/chiiki_houkatsu/kikinn_00004.html

土砂災害警戒区域等の該当の有無について、次のURLから確認できます。

神奈川県土砂災害情報ポータル（土砂災害（特別）警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域）

【神奈川県のHP】

<http://dosyasaigai.pref.kanagawa.jp/website/kanagawa/gis/index.html>

わいわい防災マップ（洪水・内水・高潮浸水想定区域、津波浸水予測区域）

【横浜市のHP】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>

エ 市街化調整区域における立地要件

横浜市開発審査会提案基準第20号(※1)又は第27号(※2)の改定により、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所を市街化調整区域に立地することが可能となりました(平成31年4月1日施行)。立地にあたっての要件等は以下のとおりです。(※3)

【立地にあたっての要件】

「予定建築物の敷地は、既存又は整備中(公募選定済み)の小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の敷地から250メートル以上離れていること。」(※4)

なお、市街化調整区域へ立地予定の場合、介護事業指導課への事前相談が必須です(3項参照)。

また、市街化調整区域における事業計画に係る提出書類として、既存事業所等との離隔距離を示す図等の書類があります。詳細は、事業計画書様式の別紙「申請予定地と既存事業所等との相互離隔距離の確認と付近見取図の作成方法について」をご確認ください。

(※1)「特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の建築行為等の特例措置」(都市計画法第34条に関する立地の許可の基準)

(※2)「社会福祉施設、学校等の開発行為、建築行為及び用途の変更の特例措置」(都市計画法第34条に関する立地の許可の基準)

(※3)市街化調整区域の立地にあたっては、原則として、開発許可又は建築許可に係る手続きが必要です。

申請等の手続きの詳細は下記URLを参照してください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/takuchi/choseikuiki/default2019.html>

なお、市街化調整区域への立地については、上記【立地にあたっての要件】と合わせて、横浜市開発審査会提案基準に該当していることが必要です。

(※4)最新の情報により250メートル以上の距離を確認するため、既に開所している事業所及び今後の整備予定事業所については、下記ホームページのタイトル下にある「事業所一覧」にて、必ずご確認ください。

○(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の整備について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kaisetsu/st-seibi.html>

なお、令和5年1月1日時点の「事業所一覧」については、当該手引き34～35頁の事業所一覧をご覧ください。

(2) 建築基準法等の関連法規に基づく手続き

ア 基準条例のほか建築基準法や消防法等の関連法規を遵守した計画であることが前提です。

イ 横浜市福祉のまちづくり条例で定める指定施設整備基準について、建築確認の前に事前協議が必要です。協議に時間を要する場合がありますので、工程を組む際はご注意ください。また、事前協議終了後及び工事完了後に、指定施設整備基準への適合状況を確認させていただきます。

ウ 消防法施行令により、認知症対応型共同生活介護については原則として全ての事業所に、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護事業所については宿泊させる者の要介護度に応じて、スプリンクラー等の設置が義務付けられていますが、本市としては、原則として、すべての事業所で設置をお願いしています。

エ 横浜市火災予防条例第73条に基づく防火対象物の使用開始届出書や自動火災報知設備の設置等が必要になることがありますので、設置予定地を所管する消防署に事前に相談してください。

オ 関連法規に基づく手続きについては計画内容により様々ですので、必要に応じて関係機関へ相談してください。

※参考：建築局のURL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/annai/20150209162454.html>

（３）医療連携、地域連携、近隣住民への説明等

基準条例により、協力医療機関等（基準条例第105条、第127条、第192条準用）や、地域との連携等が義務付けられています。

ア 基準条例第60条の17第１項（第110条、第130条、第192条準用）では、運営推進会議の設置について規定されています。

運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、当該サービスについて知見を有する者等とされています。

イ 事業計画書を提出する際、必ず事前に地元説明を行ってください。

地域に根差した事業所として運営することができるよう、信頼関係の構築に努めてください。近隣住民等への事前説明、調整、紛争等の解決にあたっては、法人の責任において、誠意をもって対応してください。隣接するお宅や自治会町内会に対しては、相手方の状況を確認した上で、ポスティングのみの説明ではなく、極力対面での説明・あいさつを行ってください。不在であった場合も、できるだけ説明を行うようにしてください。その際、「横浜市に事業計画書を提出し、選定されなければ事業化されない。」ということを伝えてください。

（ア）近隣住民への説明

- ・事業計画の趣旨等が説明の相手方にしっかりと伝わるよう、ご注意ください。
- ・近隣住民からの質問や意見に対応できるよう、法人の問合せ先を明記するなどの工夫をしてください。

（イ）関係機関（自治会町内会・協力医療機関等）との事前調整

自治会町内会や民生委員、地域包括支援センター、協力医療機関等の関係機関との事前調整については、各関係機関の状況に合わせてご対応ください。

また、関係機関と調整を行う際も、上記注意事項を踏まえて、丁寧な説明を心掛けてください。地域密着型サービスは、まだなじみの浅い地域も多いため、サービス内容や事業所の概要、人や車の出入り等の開所後の状況等の説明資料を配布することも有効です。

（４）固定資産税・都市計画税について

毎年１月１日（賦課期日）において、新築住宅については、住宅の種類により新築住宅の軽減措置の適用が（一定期間）あり、住宅の敷地については住宅用地の特例措置により税金が軽減されます。

小規模多機能型居宅介護事業又は看護小規模多機能型居宅介護事業を行っている家屋及びその敷地については、新築住宅及び住宅用地の軽減措置の対象外となり、また、既存の住宅を当該事業に転用された場合は、それまで適用されていた軽減措置が解消されますので、ご承知置きください。詳しくは、資産の所在する区の区役所税務課にお尋ねください。

【食事の提供について】

認知症高齢者グループホーム等の事業所において、利用者に対し食事を提供するにあたっては、届出等が必要になる場合があります。

また、調理を委託する場合等、業態によっては、食品衛生法による営業許可が必要となる場合がありますので、必ず事前に、各区福祉保健センターで相談をしてください。

◆ 相 談 時 期 ◆施設（含む調理場）の平面図（案）が作成された時点

◆ 持 ち 物 ◆施設（含む調理場）の平面図、パンフレット・案内等

◆ 相 談 先 ◆ 区福祉保健センター 生活衛生課 下記URLを参照してください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/shoku/yokohamaWEB/gyomu/6-1.html>

*来庁の場合は、事前に電話をしてください。

*できるだけ建築士（設計者）・事業主の同席でご相談ください。

4 認知症高齢者グループホームの利用料

入居の際に必要な費用及び月額の利用料（家賃、管理費、水道光熱費、日常生活費等）について、低所得の方も含めて、利用しやすい料金設定にご配慮ください。

なお、生活保護の住宅扶助費の基準額は 68,000 円です（令和4年度時点）。

5 開設に伴う補助金

横浜市では、神奈川県に設置された「地域医療介護総合確保基金」を活用して補助を行っています。令和6年度の補助金については、国や県、本市における予算の成立が条件となります。

今後、補助制度が大幅な変更や廃止となりうることについて、あらかじめご了承ください。

特に、補助金が交付されなかった場合にも「補助なしで設置」を検討している法人等においては、その際に必要となる財源についても十分にご検討ください。

なお、補助制度の変更があった場合は、随時ホームページでお知らせします。

《令和6年度も補助制度が継続となった場合の補助概要予定》

		認知症高齢者 グループホーム	小規模多機能型 居宅介護事業所	看護小規模多機能型 居宅介護事業所
整備費	1事業所あたり 上限額	① 3,360万円（予定） ②空き家（空き家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に定めるものをいう。）を活用した施設整備の場合は、891万円（予定）。 ③特定の施設と合築・併設を行う場合は、それぞれの補助単価に1.05を乗じた額		
	財源	神奈川県地域医療介護総合確保基金		
	対象経費	建築費、改修費 （設計費用、門、柵、塀などの外構工事の費用は補助対象外）		
	対象交付者	事業所の運営法人、土地所有者（オーナー）		
	補助対象	全ての事業計画（サテライト事業所含む）		
	主な交付条件	・健康福祉局監査課の実施設設計審査終了後、入札により施工業者を決定すること。 ・ <u>令和7年3月31日までに、補助対象工事を完了すること。</u> ・法令上、スプリンクラー設備の設置義務がない事業所であっても、消防法施行令で規定されているスプリンクラー設備を原則として設置すること。 ・賃貸借した建物で整備を行う際には、建物所有者と運営法人間で締結する賃貸借契約書中に、『補助金を活用して工事（改修）を行った箇所については、補助事業者である運営法人で管理・所有する』ことを明記すること。		
	その他の留意事項	・入札の際には、発注者又は設計者と、資本関係若しくは人的関係がある者、又はその他の関係があり公平・公正を確保することに懸念がある者*は入札に参加できません。 *資本関係:親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士等 人的関係:両会社の役員を兼ねている場合等 その他の関係:設計業務に協力した施工業者、補助対象工事以外の関連工事(本体工事など)の施工業者等		
開設準備経費	1事業所あたり 上限額	83万9千円（予定） ×定員	83万9千円（予定） ×宿泊定員	
	財源	神奈川県地域医療介護総合確保基金		
	対象経費	事業所開設前の人件費、事業所PR費、備品購入費等		
	対象交付者	事業所の運営法人		
	補助対象	全ての事業計画（サテライト事業所含む）		
	交付条件	令和7年4月1日までに介護保険事業所の指定を受けること。		

※今後、厚生労働省が策定する「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」等によって、上記補助金の上限額を変更する可能性があります。

【オーナー型補助制度について】

土地所有者等（以下「オーナー」という。）が施設運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合、オーナーを補助金の交付対象とします。

（１）交付対象

オーナーが施設運営法人に有償で貸し付ける目的で、以下のとおり本件事業所を整備する場合オーナーに対して整備費補助金を交付します。

ア 土地所有者がオーナーとして建物を整備し、運営法人に貸与する場合

イ 土地所有者から土地を借り受けたオーナーが建物を整備し、運営法人に貸与する場合

※オーナーが法人の場合は、法人設立後、１年以上経過していることを条件とします。

（２）交付条件

交付にあたっては、次の条件を満たしている必要があります。

ア 貸与を受ける不動産について、施設を経営する事業の存続に必要な期間の地上権または賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。

イ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

ウ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設の運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払い可能であると認められること。

エ 健康福祉局監査課の実施設計審査終了後、入札により施工業者を決定すること。なお、発注者又は設計者と、資本関係若しくは人的関係がある者、又はその他の関係があり公平・公正を確保することに懸念がある者*は入札に参加できません。

* 資本関係：親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士等

人的関係：両会社の役員を兼ねている場合等

その他の関係：設計業務に協力した施工業者、補助対象工事以外の関連工事（本体工事など）の施工業者等

オ 令和７年３月３１日までに、補助対象工事を完了すること。

カ 法令上、スプリンクラー設備の設置義務がない事業所であっても、消防法施行令で規定されているスプリンクラー設備を原則として設置すること。

キ その他、横浜市が定める条件に従い、手続きを行うこと。

（３）提出書類

事業計画書と合わせて、「オーナー型補助制度を利用する場合の追加提出書類一覧」に記載されている書類の提出をお願いします。「オーナー型補助制度を利用する場合の追加提出書類一覧」及びオーナー型補助事業計画書の様式については、以下のURLよりダウンロードしてください。

○ 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kaisetsu/st-seibi.html>

○ 認知症高齢者グループホーム

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kaisetsu/gh-seibi.html>

（４）注意事項

ア 補助金の交付先としての適格性については、提出書類及びヒアリングにおいて審査を行います。ヒアリングには、オーナーの出席もお願いします。審査の結果、オーナーとしての適格性を満たさないと判断された場合には、事業計画を選定しない場合があります。

イ 事業計画の選定後、事業を円滑に進めるために、入札に係る一連の手続きを始め、補助金に関係することについては、オーナーと施設運営法人が共同して事業を行ってください。

ウ 事業計画の選定後、補助金の交付にあたっては別途書類提出が必要となります。

【補助金交付にかかる注意事項】

- ・ 上記補助概要は、令和4年度補助金の概要をもとに掲載しており、今後制度等が変更になる場合があります。
- ・ 開設予定日が変更となった場合、補助金の交付ができない場合がありますので、十分ご注意ください。万一、開設予定日が変更となる場合は必ず事前にご相談ください。
- ・ 補助金を受けて整備した施設・設備等の財産を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいいます。）するにあたっては、制限がかかります。財産の処分を行うには、事前の申請により承認を得ることが必要となり、処分の内容によっては承認の際に補助金の一部返還等の条件が付されます。

※詳細は関東信越厚生局ホームページをご覧ください。

関東信越厚生局のURL

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/tetsuzuki.html

- ・ 不正な手段をもって補助金の交付を受けた場合や目的に反して使用した場合、補助要綱の規定に違反した場合などは、補助金の全部もしくは一部を返還していただくことがあります。

6 審査・選定方法

提出された事業計画書は、「横浜市地域密着型サービス事業所整備要綱」及び「横浜市地域密着型サービス事業計画審査要綱」に基づき審査を行い、計画を選定するか決定します。

選定基準の項目は、次の「**選定基準項目及び審査の着眼点**」のとおりです。これらの視点から事業計画を総合的に評価しています。

「選定基準項目及び審査の着眼点」

I 設置主体の評価	
選定基準項目	着眼点
1 代表者の経験及び適格性 代表者は、当該介護保険事業者指定基準等に適合する者であり、当該事業を運営するにあたり十分な知識及び経験等を有する者であること。	・代表者は、指定基準を満たしているか、又は基準を満たす見込みがあるか。
2 管理者の経験及び適格性 管理者は、当該介護保険事業者指定基準等に適合する者であり、当該事業を運営するにあたり十分な知識及び経験等を有する者であること。	・管理者は、指定基準を満たしているか、又は基準を満たす見込みがあるか。事業所運営に必要な経験を有しているか。
3 事業実績 法人は、当該事業をはじめ高齢者保健福祉事業等において十分な事業実績を有すること。	・法人は、高齢者保健福祉関係の事業や、小規模多機能型居宅介護事業等の実績があるか、また、予定地域での実績があるか。
4 関係行政庁の監査及び指導状況 法人は、高齢者保健福祉事業の運営に係る関係行政庁の監査及び指導の状況からみて、本事業の設置主体として問題がないと認められること。	・法人は、過去5年間に行政機関からどのような指摘や行政処分があったか。指摘があった場合、改善報告が出されているか。
5 経営状況 法人は、経営状況が良好であり、当該事業所の設置運営に支障がないこと。	・法人は、慢性的な赤字や資金等の問題がないか。

II 事業計画の評価	
選定基準項目	着眼点
1 事業所運営の基本的考え方 事業所運営の考え方や事業計画は、具体性があり、地域密着型サービスの理念を具現化したものであること。	・運営理念や事業計画は具体性及び実現性があるか。地域密着型サービスの理念を理解しているか。
2 建設及び運営資金の確保状況 事業所の建設及び運営資金について、その調達方法など資金計画が確実であること。また借入金がある場合は、償還が確実に履行される見通しが立っていること。	・妥当な収支計画、資金計画を立てているか。安定的な事業運営が見込めるか。資金は確実に確保される見込みが立っているか。

3 土地建物の確保 確実に、土地建物を確保（所有又は賃借）し、良好なサービスを安定かつ継続的に与えること。関係者との未調整等により、事業遂行に支障が生じる恐れがないこと。	・所有者との「売買契約」または「長期の賃貸借契約」に関する同意が取られているか。 ・契約期間が明示されているか。 ・土地建物の権利関係（抵当権の設定等）が精査されているか。
4 立地条件 立地は、利用者や運営の観点から、環境、防災、交通利便性等が考慮されていること。	・接道や緊急車両の通行に問題がないか。 ・交通の利便性は確保されているか。 ・駐車場が敷地内に確保されているか。 ・土砂災害警戒区域や1 m以上の浸水想定区域等に該当していないか。
5 近隣説明と地域・医療連携 隣接住民、町内会等に対し、事業所開所に向けて必要な調整が図られ、地域住民や様々な地域資源との連携ができる見通しが立っていること。	・近隣住民及び町内会等の地域団体へ事業所開所に向けた調整が図られているか。 ・事業開始後に地域資源や医療機関との連携を確保できるような調整が図られているか。
6 安全で快適な空間づくり 当該介護保険事業者指定基準上の設備基準を満たし、安全で快適な空間づくりに配慮した仕様となっていること。	・資料1「設備のガイドライン」、資料2「設計にあたっての注意点」を考慮しているか。
7 適正配置 同種の他事業所と極端に近接せず、地域における適切な配置が見込めること。	・他の事業所との距離が十分離れているか。

Ⅲ その他	
選定基準の項目	着眼点
施設整備の特殊性等から審査会が必要と認めた項目	・地震、火災等様々な非常災害時の対応が検討されているか。 ・感染症発生時の対策が具体的に検討されているか。 ・宿泊費又は家賃等の利用料について、適切な積算根拠を元に算出されているか。また、利用者に過度な負担を負わせる積算となっていないか。 ・人材確保や人材育成・定着について、具体的に検討されているか。 ・介護保険事業所を整備・運営するにあたり、支障のない計画であるか。 ・（オーナー型補助制度を利用する場合）オーナーとして、安定的・継続的な運営が行えるような適格性を有しているか。

設備のガイドライン

1. 事業所の考え方

(1) 事業所の定義（本市の考え方）

事業所とは、各サービスを行う本拠であり、各サービスを提供するための専用の設備及び備品（以下「設備等」という。）を備えた場所をいい、専用の設備及び備品は同一建物内に配置するものとします。

(2) 同一建物の定義（本市の考え方）

- ① 1戸建ての場合
その建物に全ての設備等を備えていること。別棟については、原則同一建物とはみませんが、屋根があり外から遮蔽されている廊下等で実質的に建物が連結されている場合や、建物は分かれているがドアで接続されているなど実態を判断して、同一建物と見なす場合があります。
(物理的に離れている場合は同一建物と見なしません。)
設備等を申請法人で専有できることが必要です。
- ② 集合住宅の場合
区分所有しうる1戸を単位とし、設備等を申請法人で専有できることが必要です。
- ③ テナントビルの場合
契約している物理的に連続しているスペースとし、設備等を申請法人で専有できることが必要です。

ア 具体的な例

(ア) 1戸建ての場合

例 1 主たる建物以外に「離れ」、「別棟」などが有る場合



例 2 屋根があり外から遮断されている渡り廊下で「離れ」、「別棟」などに連結している場合

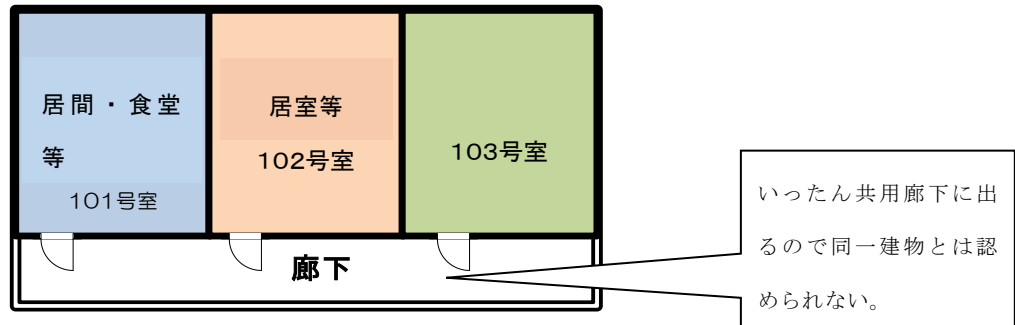


(イ) マンション、アパートの場合

専用区画に基準上必要な設備を備える必要があります。

共用部分（廊下、エレベーター等）を通っていく2区画で事業はできません。

例3 2区画を借り受け、または、所有して設備を配置することは一体的とはいえません。区画内で事業に必要な設備を配置してください。



(ウ) テナント、共同使用ビルの場合

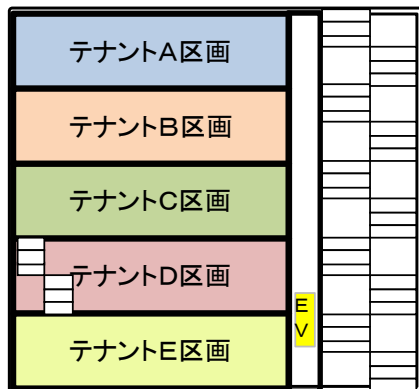
専用区画に必要な設備を備える必要があります。

共用部分（廊下、エレベーター等）を通っていく2区画で事業はできません。

ただし、区画間を専用ドア等で行き来できる場合は、同一区画とみなします。

例4

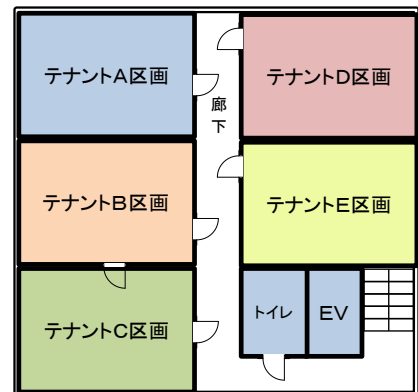
区画CとDは内部の階段で行き来できるので同一建物とみなします。テナント区画A、B、Eはその区画内で必要な設備を設置する必要があります。



例5

区画BとCは内部のドアで行き来ができるので同一建物とみなします。

区画A、D、Eはその区画内で必要な設備を設置する必要があります。



(3) 事業所の設置階数について

介護サービス事業所は、利用者が高齢者であり、介助を必要とすることが前提となりますので、事業所の設置階については配慮が必要です。

具体的には、

- ・ 出入口（または道）と異なる階層に設置する場合は、原則、エレベーターで移動できることが条件となります。

2. 面積算定の考え方

ここに示す面積算定の考え方は、横浜市において（看護）小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所が利用者へサービスを提供するにあたり、「居間及び食堂」や「宿泊室・居室」等の面積について最低限満たすべき事項を示すものです。実際にサービス提供するにあたって必要な収納、家具類の配置や職員、利用者の動線等をイメージしていただき、より適切な環境を御準備いただきますようお願いいたします。

（１） 基本的な考え方

（ア）

	（看護）小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護
「居間及び食堂」の面積	3平方メートルに利用（通い）定員を乗じて得た面積以上	利用者及び介護従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保すること *原則：3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上
「宿泊室・居室」の面積	7.43平方メートル以上 ※（看護）小規模多機能型居宅介護の場合は「宿泊室」、 認知症対応型共同生活介護の場合は「居室」としてお読みください。	

これは、利用者がサービス提供を受ける際に、有効に使用できると考えられる面積の最低基準ですので、必ず基準以上の面積を確保してください。

（イ）面積算定上の注意点

① 寸法は「内法」で有効な床面積

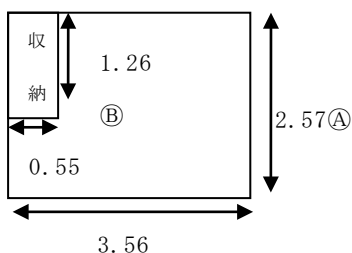
一般的に建築図面は壁芯での寸法となっていますが、面積の算出にあたっては、必ず壁の内側で計算してください。（新規指定の際、現地確認にて実際に計測をして面積が確保されているかを確認します。計測の結果、基準上必要な面積が確保できなかった場合、利用定員を減らす等の対応が必要になります。）

② 寸法は小数点以下第二位まで（メートル表示）

寸法は、算入、除外に関わらず、小数点以下第3位を切り捨てしてください。（図面に寸法を明示してください。）

面積は、第3位以下切り捨てにして積算してください。（図面に計算式を明示するか、別紙で面積一覧表を添付してください。）

（例）



① 実寸すると、「2.576……m」の場合、
→積算上は「2.57m」として図面に明示。

② 実寸すると、「1.265……m」の場合、
→積算上は「1.26m」として図面に明示。

算入部分の積算 縦2.57m×横3.56m＝9.1492

→第3位以下切り捨てとなり、9.14㎡。

除外部分（収納）の積算 縦1.26m×横0.55m＝0.693

→第3位以下切り捨てとなり、0.69㎡。

面積積算 9.14㎡ - 0.69㎡＝8.45㎡

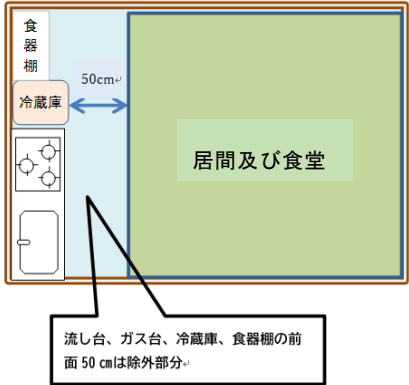
③ 面積除外となるものに注意

「居間及び食堂」や「宿泊室・居室」に設置すると面積除外となるものや、有効に使用できないと考えられるスペースで面積除外となるものがあります。詳しくは、（２）

『「居間及び食堂」及び「宿泊室・居室」等の面積に算入できないスペース』を参照してください。

(2) 「居間及び食堂」及び「宿泊室・居室」等の面積に算入できないスペース

(ア) 居間及び食堂

項	除外する設備	備考
ア	居間・食堂以外の設備 (台所、宿泊室、便所、洗面設備、浴室、事務室、玄関、押入れ、床の間、廊下(通路)、階段等)	・洗面設備(洗面台)は食堂の付帯設備ではなく事業所に必要な設備と考えますので面積除外します。 ・洗面台の手すりは除外不要です。
イ	居間とキッチンが一体的になっている場合は、調理等をするための可動域として、流し台、冷蔵庫、食器棚等の前面の幅×50cmの面積	
ウ	利用者用手荷物収納(利用者の上着、コートを掛けたり、リュック等を収納しておくための収納設備)	・移動用のキャスター等が付いていて、サービス提供中は居間及び食堂から、収納場所等サービス提供に支障が無い場所に移動できる場合は面積除外しなくて構いません。ただし、廊下やサービス提供に支障が出る場所への移動はしないでください。
エ	カウンター、冷蔵庫、洗濯機、収納棚、食器棚、ワゴン、給茶(給水)機等	・ゴミ箱や加湿器等、小さなもので生活スペースとして支障がないと判断されるものについては除外する必要はありません。

オ	床から概ね180cm以下の高さにある壁付の棚等で突起している部分が活用できないスペース。	
カ	側面・突き当りにトイレ、居室、キッチン等の設備があり通路と判断されるスペース	
キ	縁側、サンルーム	壁や屋根等で外から遮蔽された空間であり、居間・食堂と段差がなく、開口部等を含め、一体的に使用可能と判断される場合を除く。
ク	その他、「居間及び食堂」に適さないと判断されるスペース	

(イ) 宿泊室・居室

項	除外する設備	備考
ア	備え付け収納	利用者の私物等も置くことができる家具については面積除外不要です。
イ	洗面台	
ウ	便所	
エ	その他、「宿泊室」「居室」に適さないと判断されるスペース	

(3) 複数の部屋等を結合して面積を確保する場合の注意事項

(ア) 狭隘^{きょうあい}な部屋やスペースを組み合わせでひとつの「宿泊室・居室」とすることは出来ません。

(イ) 部屋若しくはスペースを複数利用して「居間及び食堂」とする場合は、同時一体的(*1)にサービスが行えるという観点から次の事項に従ってください。

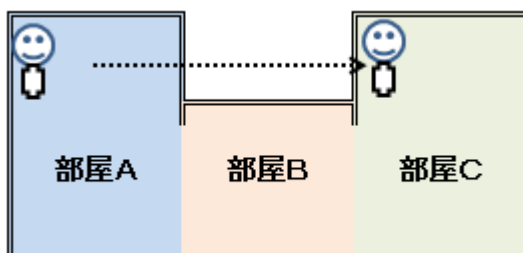
(*1) 同時一体的とは・・・

同 時：一斉にサービス提供することが可能であること

一体的：同一のサービスを提供することが可能であること

【a】 部屋と部屋を接続する開口部の大きさが、1.7m以上あること。

- 【b】 開口部が（a）をみたしていても極端に死角ができてしまうような場合は一体的に行える部屋とはみなされません。



「認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 設計にあたっての注意点」

認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所は高齢者が長時間過ごし、夜間も含めたケアを行う施設です。

設計にあたっては、最低限満たすべき事項である指定基準及び資料1「設備のガイドライン」を満たしたうえで、下記の《望ましいと考える設備の一例》も参考にしながら、利用者、それをサポートする介護スタッフ、利用者家族等、様々な視点から「どうすればよりよいサービスが提供できるか」を、介護スタッフをはじめとした関係者で議論し、設計に反映させてください。

※凡例

小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護のみ該当 ④
無印 3 サービス共通

《望ましいと考える設備の一例》

全体

- 1 利用者の安全確保のために、全体的に死角がないレイアウトになっている。
 - 1-1 居間・食堂、居室、宿泊室、台所、浴室等が複数階に分散しないなど、利用者の見守りに不安がないレイアウトになっている。
 - 1-2 夜間時、利用者の見守りに不安がないような職員の待機スペースが検討されている。
- 2 他サービスと併設する場合、区画・動線が明確に区分されている。
- 3 「職員の更衣・休憩スペース」、「相談室（個室）」、「居室（宿泊室）収納」、「事業所収納」を設けている。
- 4 衛生面で配慮された設計となっている。

居室・宿泊室

- 1 居室等が、極端に不整形ではない。
- 2 個室以外の宿泊室を設ける場合、宿泊室に用いるベッド等の収納場所がある。④

収納

- 1 台所、トイレ、脱衣所等の収納について、包丁又は洗剤等の危険物を施錠して保管できる。
- 2 書庫、食器棚に転倒防止等の地震対策が講じられている。

台所

- ①キッチンユニット、②食器棚、③冷蔵庫等が置け、スタッフや利用者が、安全に使用できる十分なスペースが確保されている。

便所・洗面台

便所及び洗面台が、ユニット毎又はフロア毎に一つ以上設置されている。

浴室・脱衣室

- 1 浴室に脱衣室が設けられている。
- 2 脱衣所からも出入りできる便所がある。もしくは隣接した便所がある。
- 3 利用者の脱着等を考え、手すり等がある。

洗濯・物干し

洗濯機・乾燥機を置くスペース及び物干し場が、確保されている。

バルコニー

- 1 利用者の転落防止等の安全対策がされている。
- 2 2階以上の階にバルコニーを付ける場合、災害時の利用者避難を考慮し、バルコニーを一連につなげた構造としている。
- 3 2階建て以上の場合、避難階までの避難階段が設けられている。

事務室

- 1 個人情報を安全に管理ができる広さを確保し、施錠ができる形態である。
①机、②椅子、③書庫、④コピー機、⑤パソコン ⑥電話・FAX等が置け、十分な事務スペースが確保されている。
- 2 事務室奥に相談室を設置する等、事務室内を通らないと出入りできないレイアウトは避ける。

玄関

玄関には、靴を脱ぎ履きしやすいようベンチを置くなど、高齢者や車イス利用者への配慮した空間となっている。

ごみ置き場

事業所から出るごみの量と回収頻度を想定し、ごみ置き場が、確保されている。

駐車場

- 1 駐車場について、事業所の運営に必要な台数分確保されている。
- 2 玄関又はその近くに車両を停めることできるスペースがあり、送迎時、利用者が雨に濡れずに建物に入れるなどの工夫がされている。

その他

近隣住民からの要望があった場合、可能な限り、意見を反映させるよう努めること。

資料3

地域密着型サービス事業所 事業者募集に関するQ&A

事業計画書の申請について

Q 1 : 現在、法人格を持っていないが、申請は可能か。

A 1 : 指定申請までに法人格の取得が可能であれば、個人の方でも申請可能です。

※看護小規模多機能型居宅介護については、病床を有する診療所を開設している者は法人でなくとも可能です。

Q 2 : 事業所代表者（開設者）が法人代表でなくとも、申請は可能か。

A 2 : 原則として、法人代表者を充てていただく必要があります。もしも法人代表でない者を事業所代表者（開設者）にする場合、事業所代表者がその法人のどのような部門にいるかを確認するため、組織図を添付してください。

Q 3 : どのくらいの資金があれば事業所整備が見込めるか。

A 3 : 事業計画によって異なるため、具体的な金額は挙げられませんが、借入金がある場合は、借入先との調整や償還額、返済期間が明確なものである必要があります。

Q 4 : 地域連携について、日常生活圏域外の医療機関との連携を記載してもよいか。

A 4 : 日常生活圏域外であっても、連携が取れている地域資源であれば記載してください。

募集圏域について

Q 5 : 小規模多機能型居宅介護事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所）及び認知症対応型共同生活介護事業所の事業計画を併設で申請する場合は、どちらかが募集圏域以外でも申請可能か。

A 5 : 併設で申請する場合は、両方の事業が募集対象圏域に該当している必要があります。

選定基準について

Q 6 : 事業計画を選定する際、望ましい要件はあるか。

A 6 : 詳細は「建設の手引き」の『選定基準項目及び審査の着眼点』及び資料2『設計にあたっての注意点』をご参照ください。また、横浜市の基準条例、資料1『設備のガイドライン』を満たすこと以外にも、高齢者の事業所として、ご利用者の安全性に配慮した設計であることや、家賃や宿泊費の積算根拠が適切かつ低所得者の利用に配慮されていることが望ましいと考えます。

整備費補助金について

Q 7 : 認知症対応型共同生活介護事業所及び小規模多機能型居宅介護事業所（看護小規模多機能型居宅介護事業所）を併設する場合、補助金は加算されるのか。

A 7 : 特定の施設と合築・併設を行う場合には加算される場合があります。補助対象工事の区分が明確であれば、事業ごとに申請は可能です。令和 4 年度は併設の場合で最大 7,056 万円の交付となっています。令和 5 年度以降については未定です。

Q 8 : 運営法人が悪意にしている業者に工事をお願いできるのか。

A 8 : 「民間社会福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」等に従い、入札手続きを進めていただきます。

Q 9 : 指名競争入札の、業者の選び方が分からない。

A 9 : 計画選定後、別途ご相談ください。

Q 10 : 同じ建物内に他の事業所等を合築する場合、補助金交付はどのようなになるのか。

A 10 : 事業所整備に係る工事費のみが補助対象となり、別事業所等の工事費は補助対象外です。共用部分がある場合、補助対象工事と補助対象外工事を明確に分けていただく必要があります。

Q 11 : 補助金の交付はいつ頃になるのか。

A 11 : 健康福祉局監査課が行う完了検査が終了し、介護事業指導課が交付する整備費補助金額確定通知書が交付された後に、請求が可能となります。

（参考情報）各事業の根拠法令

	介護保険法	老人福祉法
小規模多機能型居宅介護	第 8 条第 19 号	第 5 条の 2 第 5 項
看護小規模多機能型居宅介護	第 8 条第 23 号	第 5 条の 2 第 7 項
認知症対応型共同生活介護	第 8 条第 20 号	第 5 条の 2 第 6 項

小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所 一覧（整備予定含む）

開所済み事業所（158か所）、整備予定（8か所）

令和5年1月1日現在

区	No.	事業種別	事業所名称	所在地	日常生活圏域	指定	法人名称
鶴見	1	小多機	YMCAライフサポートセンター鶴見	鶴見区鶴見中央4-37-37-202	鶴見中央CP	H26.4.1	(福)横浜YMCA福祉会
	2	小多機	クロスハート鶴見・横浜	鶴見区矢向3-30-1	矢向地域CP	H24.2.1	(福)伸こう福祉会
	3	小多機	小規模多機能型居宅介護 ぼやあ樹 江ヶ崎町	鶴見区江ヶ崎町22-4	矢向地域CP	H29.10.1	(株)シェルバ
	4	小多機	小規模多機能こすもす	鶴見区下野谷町4-163-1	潮田地域CP	H24.10.1	(福)うしおだ
	5	小多機	サードハウス 虹の我家	鶴見区岸谷2-14-2	東寺尾地域CP	H19.12.1	(有)様
	6	小多機	小規模多機能型居宅介護 こでまり	鶴見区北寺尾2-8-14	寺尾地域CP	H26.4.1	(福)秀峰会
	7	小多機	ミモザ横浜獅子ヶ谷	鶴見区獅子ヶ谷2-38-46	寺尾地域CP	H25.10.1	ミモザ(株)
	8	小多機	ミモザ白寿庵東寺尾	鶴見区東寺尾6-8-1	馬場地域CP	H22.10.1	ミモザ(株)
	9	小多機	小規模多機能型居宅介護 ひめゆり	鶴見区馬場3-9-29 1階	馬場地域CP	H27.4.1	(福)秀峰会
神奈川	10	小多機	小規模多機能 地域の絆 ミツ沢	神奈川区三ツ沢中町5-22	沢渡三ツ沢地域CP	H25.10.1	(有)ライフ・フレンド
	11	小多機	小規模多機能型居宅介護 ぼやあ樹 松本町	神奈川区松本町4-32-8	反町地域CP	H28.6.1	(株)シェルバ
	12	小多機	小規模多機能 地域の絆 横浜	神奈川区松丘39-7	反町地域CP	H27.2.1	(有)ライフ・フレンド
	13	小多機	小規模多機能 地域の絆 大ロ	神奈川区松見町1-6-6	神之木地域CP	H.25.2.1	(有)ライフ・フレンド
	14	小多機	福祉クラブ生協 小規模多機能サービス菅田事業所	神奈川区菅田1781-1	菅田地域CP	H29.10.1	福祉クラブ生活協同組合
	15	小多機	小規模多機能型居宅介護 ぼやあ樹 神大寺	神奈川区神大寺3-2-7 KCハイム1階	片倉三枚地域CP	H24.12.1	(株)シェルバ
	16	小多機	小規模多機能フェローズかたくら	神奈川区片倉五丁目34番24号	片倉三枚地域CP	R1.10.1	(福)フェローズ
	17	小多機	小規模多機能型居宅介護 ぼやあ樹 新子安	神奈川区子安通2-280	新子安地域CP	H24.2.1	(株)シェルバ
	18	小多機	小規模多機能ホーム まほろば	神奈川区入江2-7-27	新子安地域CP	H25.8.1	(有)エムエフジェイ
	19	小多機	小規模多機能型居宅介護 ぼやあ樹 平川町	神奈川区平川町10-7	六角橋地域CP	H23.2.1	(株)シェルバ
	20	小多機	小規模多機能ホーム つばさ	神奈川区羽沢町1200-50	羽沢	H23.12.1	(有)つばさケアサービス
西	21	看護機	ナーシングホームはまあかり	西区中央1-15-18	戸部本町地域CP	R3.4.1	(一社)横浜市西区医師会
	22	小多機	いきいき生活館・やました	中区山下町168-1	新山下地域CP	H25.12.1	(株)遠藤接骨院ヘルパーステーション
中	23	小多機	ケアセンター日ノ出	中区日ノ出町2-132-3	不老町地域CP	H19.6.1	(福)豊実会
	24	小多機	小規模多機能型居宅介護 ぼやあ樹 関内	中区翁町2-7-10	寿地区	R3.6.1	(株)シェルバ
	25	小多機	いきいき生活館・うえのまち	中区上野町2-49	麦田地域CP	H24.2.1	(株)遠藤接骨院ヘルパーステーション
	26	小多機	バイナッフル畑で	中区本郷町2-63 1階	本牧原地域CP	H22.4.1	(株)プラスケイ
	27	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 みなみ本牧	本牧町2-329	本牧原地域CP	H31.4.1	(福)愛光会
	28	小多機	いきいき生活館・ねざし	中区根岸第3-176-29	本牧和田地域CP	H21.2.1	(株)遠藤接骨院ヘルパーステーション
	29	小多機	いきいき生活館・ほんもく	中区本牧三ヶ谷10-7	本牧和田地域CP	H22.2.1	(株)遠藤接骨院ヘルパーステーション
南	30	小多機	小規模多機能型居宅介護 ひなげし	南区大橋町1-1-5 F-TERRACE1階	大岡地域CP	H26.4.1	(福)秀峰会
	31	小多機	ミモザ横浜永田みなみ台	南区永田みなみ台2-1-211	永田地域CP	H19.4.1	ミモザ(株)
	32	看護機	ミモザ白寿庵玉東	南区永田東2-23-50	永田地域CP	H25.8.1	ミモザ(株)
	33	小多機	小規模多機能型居宅介護はびねす横浜永田	南区永田北1-447-2	永田地域CP	R4.8.1	(株)ピラ・ライフサポート
	34	小多機	ミモザ白寿庵横浜みなみの丘	南区六ツ川3-26-6	六ツ川地域CP	H23.2.1	ミモザ(株)
	35	小多機	真珠のかがやき	南区大岡5-20-18	別所地域CP	H18.4.1	(福)横浜太陽会
	36	看護機	看護小規模多機能 みりの大岡	南区大岡3-12-25	別所地域CP	R2.8.1	大信産業(株)
港南	37	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所きすな	南区花之本町1-15-5	陸地域CP	H26.12.1	(株)カスタムメディカル研究所
	38	小多機	小規模多機能ホームちいさな手横浜こうなん	港南区最戸1-23-23	港南中央地区	H27.12.1	(株)メディカルケアシステム
	39	看護機	看護小規模多機能型居宅介護 クロスハート港南・横浜	港南区東永谷1-37-4	東永谷地区	H25.6.1	(福)伸こう福祉会
	40	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 アロアロ	港南区芹が谷2-19-14	芹が谷地区	H25.4.1	(株)アイシマ
	41	看護機	看護小規模多機能型居宅介護 ケアピカ横浜港南	港南区下永谷6-7-23	下永谷地区	H26.4.1	(株)ハンドベル・ケア
	42	小多機	ヒューマンライフケア下永谷の宿	港南区下永谷2-34-14	下永谷地区	H30.6.1	ヒューマンライフケア(株)
	43	小多機	小規模多機能プレゼンス野庭	港南区野庭町675-20他	丸山台地区		(株)PRESENCE
	44	小多機	Kファミリー日野	港南区日野9-44-16 KMプラザ1階	野庭地区	H23.11.1	(株)カスタムメディカル研究所
	45	小多機	小規模多機能ホーム ジャスミン	港南区野庭町671-10	日野南地区	H30.6.1	(有)フルライフ
	46	小多機	SOMPOケア横浜港南台・小規模多機能	港南区港南台2-11-23	港南台地区	H21.6.1	SOMPOケア(株)
保土ヶ谷	47	小多機	小規模多機能型プラチナ倶楽部	港南区港南台6-9-25	港南台地区	H22.6.1	(株)三文サービス
	48	小多機	メーブル仏向館	保土ヶ谷区仏向町1303-1	仏向地域CP	H30.12.1	(株)翔栄
	49	小多機	花織ほどがや	保土ヶ谷区上菅田町271-1	上菅田地域CP	H29.6.1	(株)日本アメニティライフ協会
	50	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 悠久の里	保土ヶ谷区東川島町14-5	川島地域CP	H29.4.1	(福)幸済会
	51	小多機	メーブル岡沢館	保土ヶ谷区岡沢町333-1	常盤台地域CP	H25.4.1	(株)翔栄
	52	小多機	小規模多機能型居宅介護 うの花	保土ヶ谷区峰沢町47-1	常盤台地域CP	H25.4.1	(福)秀峰会
	53	小多機	コラージュ保土ヶ谷	保土ヶ谷区権太坂2-14-36	今井地域CP	H25.4.1	(株)グリーンサポート
	54	小多機	小規模多機能しおり 境木	保土ヶ谷区境木本町37-8	今井地域CP	H25.4.1	(有)セトルビーイング
	55	小多機	ミモザ横浜境木	保土ヶ谷区境木本町7番1号	今井地域CP	H30.10.1	ミモザ(株)
	56	小多機	小規模多機能型居宅介護 われもこう	保土ヶ谷区保土ヶ谷町3-226	岩崎地域CP	H29.4.1	(福)秀峰会
旭	57	小多機	天王町ケアホーム えん	保土ヶ谷区岩間町1-8-12	岩間・月見台	H25.4.1	湘南乃えん(株)
	58	小多機	ふれあいの里 たちばな	旭区上白根1-34-8	上白根地域CP	H21.8.1	(株)トーケン
	59	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 ひまわり	旭区下川井町191-3	川井地域CP	H19.4.1	(株)アイシマ
	60	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 ラウレア	旭区鶴ヶ峰1-24-7	鶴ヶ峰地域CP	H25.4.1	(株)アイシマ
	61	小多機	コラージュ二俣川	旭区二俣川2-58-8	二俣川地域CP	H24.4.1	(株)グリーンネット
	62	看護機	看護小規模多機能施設 バームハウス	旭区さちが丘7-14	二俣川地域CP	R2.4.1	(株)ユーミー
	63	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 みなみ万騎が原	旭区万騎が原81-7	万騎が原地域CP	H30.4.1	(福)愛光会
	64	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 アルメリア	旭区金が谷2-28-19	笹野台地域CP	H24.4.1	(株)アイシマ
	65	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 プルメリア	旭区中希望が丘165-3	南希望が丘地域CP	H25.4.1	(株)アイシマ
	66	小多機	ミモザ横浜南万騎が原	旭区善部町112-2	南希望が丘地域CP	H26.4.1	ミモザ(株)
磯子	67	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 パレット	旭区善部町119-28	南希望が丘地域CP	R2.4.1	(株)アイシマ
	68	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所みなみ杉田	磯子区杉田3-17-12	新杉田地域CP	H22.8.1	(福)愛光会
	69	小多機	小規模多機能みのり丸山	磯子区丸山1-16-5	滝頭地域CP	H21.6.1	大信産業(株)
	70	小多機	スマイル根岸の杜	磯子区下町11-18	根岸地域CP	H26.4.4	(有)スマイル介護サービス
	71	小多機	花織いそご	磯子区永沢沢町15-1	上世下地域CP	R2.4.1	(株)日本アメニティライフ協会
	72	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所ローズマリー	磯子区田中二丁目55-6他	上世下地域CP		(株)アイシマ
	73	小多機	小規模多機能型ハウスふくふく六浦	金沢区六浦南2-15-23	六浦地域CP	H25.2.1	(有)在宅ナースの会
金沢	74	看護機	複合型サービスふくふく寺前	金沢区寺前2-5-38	泥亀地域CP	H24.10.1	(有)在宅ナースの会
	75	小多機	小規模多機能 洲崎えん	金沢区洲崎町16-9	泥亀地域CP	R2.4.1	(有)青空
	76	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 みなみ富岡	金沢区富岡西7-10-10	富岡地域CP	H29.4.1	(福)愛光会
	77	看護機	看護小規模多機能型居宅介護 ふくふく金利谷	金沢区金利谷南2-4-22 白山ハイツ	金利谷地域CP	H31.2.1	(有)在宅ナースの会
	78	看護機	看護小規模多機能型居宅介護 ふくふく能見台	金沢区能見台通8-8	能見台地域CP	H29.10.1	(有)在宅ナースの会
	79	小多機	けいすい小規模多機能さとやま	金沢区金利谷西33-19	西金沢地域CP	H23.2.1	(医社)景雲会
	80	小多機	小規模多機能型居宅介護 ふくふく富岡	金沢区富岡東6-13-13	富岡東地域CP	H30.4.1	(有)在宅ナースの会
	81	小多機	小規模多機能あおぞら	金沢区並木3-6-2	富岡東地域CP	H30.4.1	(有)青空
	82	小多機	小規模多機能施設めぐみ	港北区高田東3-33-3	高田地域CP	H22.8.1	(株)ゆい
	83	看護機	看護小規模多機能施設のぞみ	港北区日吉本町6-66-3	下田地域CP	R2.4.1	(株)ゆい
港北	84	小多機	小規模多機能ホームびわの樹	港北区新吉田東8-44-38	新吉田地域CP	H26.4.1	(株)MEGASYSTEM
	85	小多機	ミモザ白寿庵大倉山	港北区大曾根台30-12	樽町地域CP	H21.10.1	ミモザ(株)
	86	小多機	小規模多機能居宅介護なの花	港北区師岡町930-3	樽町地域CP	H24.4.1	(有)ひまわり介護
	87	小多機	小規模多機能 フェローズしのはら	港北区篠原町2793-2	大豆戸地域CP	H27.4.1	(福)フェローズ
	88	小多機	小規模多機能キュア新横浜	港北区大豆戸町639-2	大豆戸地域CP	H29.12.1	(株)極真会館メディカルマネジメント
	89	小多機	サンシャインケアホーム しろさと	港北区小机町67-1	城郷小机地域CP	H25.10.1	北友建設(株)
	90	小多機	こもれびの郷	港北区篠原東1-5-20	篠原地域CP	H19.7.1	(NPO)まごころケアサポート
	91	看護機	花織こうほく	港北区篠原町3093-1	篠原地域CP	H27.12.1	(株)日本アメニティライフ協会

小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所 一覧（整備予定含む）

開所済み事業所（158か所）、整備予定（8か所）

令和5年1月1日現在

緑	92	小多機	小規模多機能居宅介護 日和	緑区西八朔町228-2	山下地域CP	H30.4.1	(福)みどりの風
	93	小多機	小規模多機能型居宅介護 ささんか	緑区北八朔町1718-1外	山下地域CP		(福)秀峰会
	94	小多機	小規模多機能型居宅介護 りんどう	緑区十日市場町827-6	十日市場地域CP	H24.12.1	(福)秀峰会
	95	小多機	パナソニックエイジフリーケアセンター横浜十日市場町・小規模多機能	緑区十日市場町879-3	十日市場地域CP	H30.2.1	パナソニックエイジフリー(株)
	96	小多機	シニアサロンデュランタ	緑区長津田7-15-8	長津田地域CP	H24.12.1	(有)真全
	97	小多機	ガーデンハウス もも	緑区中山2-6-1	中山地域CP	H24.4.1	(福)藤雪会
	98	看多機	看護小規模多機能型居宅介護事業所しょうじゅの里三保サテライト	緑区三保町2640-220	中山地域CP	R3.6.1	(福)兼愛会
	99	小多機	デイホーム東本郷	緑区東本郷4-5-23	東本郷地域CP	H19.8.1	ホームトラスト(株)
	100	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 みなみ鴨居	緑区鴨居1-1-8	鴨居地域CP	H30.4.1	(福)愛光会
	101	小多機	ミモザ横浜霧が丘	緑区霧が丘5-25-1	霧が丘地域CP	H29.8.1	ミモザ(株)
青葉	102	小多機	小規模多機能施設 ゆい青葉	青葉区荏田町1288	荏田地域CP	R1.6.1	(株)ゆい
	103	小多機	小規模しょうじゅの里三保サテライト荏田	青葉区荏田北2-20-16	荏田地域CP		(福)兼愛会
	104	看多機	看多機かえりえ荏田西	青葉区荏田西2丁目29番24 外	ビオラ市ヶ尾地域CP圏域		(株)やさしい手
	105	小多機	スマイル藤が丘	青葉区藤が丘1-40-19	もえぎ野地域CP	H24.4.1	スマイルケア(有)
	106	小多機	ケアホームくすの木	青葉区藤が丘1-27-2	もえぎ野地域CP	H28.4.1	(株)キャンプリエ
	107	小多機	医療法人社団 三喜会 デイサービスセンター青葉台	青葉区しらとり台3-9	さつがが丘地域CP	H18.6.1	(医社)三喜会
	108	小多機	小規模多機能型居宅介護あらかしの丘	青葉区青葉台2-32-47	青葉台地域CP	H19.2.1	(NPO)あらかしの丘
	109	看多機	複合型ハウス・メリー	青葉区松風台48-16	恩田地域CP	H25.10.1	ベア・オリープ(有)
	110	小多機	小規模多機能かもいけ センター北	都筑区牛久保1-1-39	中川CP	H26.4.1	ケー・ディー・オー
	111	看多機	都筑区医師会ナーシングホーム	都筑区牛久保西1-20-21	中川CP	H28.4.1	(一社)横浜市都筑区医師会
都筑	112	看多機	さくらカンタクステーション	都筑区東山1-38-24	東山地域CP	H31.4.1	(有)ホームケア
	113	小多機	小規模多機能型居宅介護 かもいけ	都筑区荏田南5-18-53	葛が谷地域CP	H23.2.1	(株)ケー・ディー・オー
	114	小多機	小規模多機能型居宅介護 しょうぶ	都筑区荏田南3-12-14	葛が谷地域CP	H25.4.1	(福)秀峰会
	115	小多機	小規模多機能型居宅介護 すいせん	都筑区加賀原1-23-28	加賀原地域CP	H24.12.1	(福)秀峰会
	116	小多機	Harmony House	都筑区茅ヶ崎東2-12-24	新栄地域CP	H29.4.1	(医)匠光会
	117	小多機	小規模多機能ホーム グラナナつづき	都筑区早瀬3-16-3	新栄地域CP	H26.4.1	(有)サニー商事
	118	小多機	小規模多機能ホームグラナナ	都筑区川向町1345-1	都田地区	H23.12.1	(有)サニー商事
	119	小多機	もえぎケアセンター平戸	平戸町1029-1	平戸地域CP	H20.2.1	(株)コムラード
	120	小多機	小規模多機能しおり 平戸	戸塚区牛久保2-17-12	平戸地域CP	H28.4.1	(有)セルビーニング
	121	看多機	複合型サービス事業所アンジュ	戸塚区名瀬町793-7	名瀬地域CP	H26.8.1	(株)あゆみ
戸塚	122	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所「ライムハウス東戸塚」	戸塚区川上町464-29	東戸塚地域CP	H18.12.1	(福)横浜来夢会
	123	小多機	小規模多機能ホーム バンジー	戸塚区柏尾町1029-1	舞岡柏尾地域CP	H23.4.1	(有)フルライフ
	124	小多機	小規模多機能ホーム ビオラ	戸塚区柏尾町1012-1外	舞岡柏尾地域CP		(有)フルライフ
	125	小多機	もえぎケアセンター矢部	戸塚区矢部町1252-6	上矢部地域CP	H22.4.1	(株)コムラード
	126	小多機	小規模多機能ホーム ラベンダー	戸塚区上倉田町2011-1	上倉田地域CP	H25.12.1	(有)フルライフ
	127	小多機	小規模多機能型居宅介護ふあいと戸塚ガーデン	戸塚区上倉田町2116-1	上倉田地域CP	H30.10.1	(医)平平會
	128	小多機	もえぎケアセンター戸塚	下倉田町450-1	下倉田地域CP	H19.2.1	(株)コムラード
	129	小多機	もえぎケアセンター下倉田	戸塚区下倉田町794-1	下倉田地域CP	H24.4.1	(株)コムラード
	130	小多機	ミモザ戸塚	戸塚区戸塚町943-9	南戸塚地域CP	H19.4.1	ミモザ(株)
	131	看多機	ウイル戸塚ステーション	戸塚区戸塚町3570-1	南戸塚地域CP	H25.4.1	シニアウイル(株)
栄	132	小多機	ウイル汲沢ステーション	戸塚区汲沢8-31-18-21	汲沢地域CP	H19.4.1	シニアウイル(株)
	133	小多機	小規模多機能型居宅介護しょうわ	汲沢六丁目25番15号	汲沢地域CP	H19.9.1	(有)ビュア・ケア・ショイナ
	134	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所こすずめの里	戸塚区原宿2-6-7	原宿地域CP	H22.6.1	(有)リヲ福祉サービス
	135	小多機	ウイル原宿ステーション	戸塚区原宿4-44-28	原宿地域CP	H25.2.1	シニアウイル(株)
	136	小多機	みかみ介護支援センター	戸塚区深谷町1234-1	深谷俣野地域CP	H19.7.1	(有)三上
	137	小多機	小規模多機能ホーム 月見草	戸塚区深谷町1030	深谷俣野地域CP	H29.4.1	(有)フルライフ
	138	小多機	小規模多機能型居宅介護くるみ	栄区本郷台4-28-12	豊田	H19.4.1	(福)地域サポート虹
	139	小多機	よりどころ 栄	栄区笠間2-30-25	笠間	H26.4.1	(株)同友会 ハートアンドハート
	140	小多機	小規模多機能型居宅介護かりん	栄区小管ヶ谷3-62-2 高橋ビル1階	小管ヶ谷	H18.4.1	(福)地域サポート虹
	141	看多機	ファミリーホスピス本郷台ハウス	栄区小管ヶ谷3-31-16	小管ヶ谷	H29.4.1	ファミリー・ホスピス(株)
泉	142	看多機	看護小規模多機能ホーム こころ	栄区桂台西2-23-1	本郷中央	R1.6.1	(有)リリラローズ
	143	小多機	もえぎケアセンター若竹	栄区若竹町47-4	本郷第三	H27.2.1	(株)コムラード
	144	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 みなみ栄	栄区上之町18-9	上郷西	H25.2.1	(福)愛光会
	145	小多機	小規模多機能事業所「晴」	栄区上郷町84-9	上郷東	H20.2.1	(福)ル・プリ
	146	小多機	花笑み愛成	泉区和泉町1003-1	下和泉地域ケアプラザ圏域	R3.4.1	(福)愛成会
	147	小多機	よりどころ 和泉	泉区下和泉四丁目20番26号	下和泉地域ケアプラザ圏域	H22.12.1	(株)同友会 ハートアンドハート
	148	小多機	横浜いこいの里	泉区中田西4-2-43-2	涌坂地域ケアプラザ圏域	H22.4.1	(福)きらめき会
	149	看多機	たすけあい泉フルール看護小規模多機能型介護事業所	泉区中田南二丁目11番40号	涌坂地域ケアプラザ圏域	H30.4.1	(特非)たすけあい泉
	150	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 ダリア	泉区中田北2139外	涌坂地域ケアプラザ圏域		(株)アイシマ
	151	小多機	横浜市福祉サービス協会 いずみ中央花みずき	泉区和泉中央南五丁目1番18号 スガノビル1階	いずみ中央地域ケアプラザ圏域	H23.4.1	(福)横浜市福祉サービス協会
瀬谷	152	小多機	小規模多機能ホーム すずらん	泉区新橋町1342-21	新橋地域ケアプラザ圏域	H23.10.1	(有)フルライフ
	153	看多機	看護小規模多機能型居宅介護事業所 アットホームやすらぎ	泉区和泉町7315-7	いずみ野地域ケアプラザ圏域	H24.4.1	(医)光陽会
	154	小多機	小規模多機能事業所 だんだん	泉区弥生台27-2	いずみ野地域ケアプラザ圏域	H22.4.1	(特非)だんだんの樹
	155	小多機	パナソニックエイジフリーケアセンター横浜岡津町・小規模多機能	泉区岡津町162	岡津地域ケアプラザ圏域	H29.12.1	パナソニックエイジフリー(株)
	156	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 リリイ	泉区岡津町字稲荷谷3199-1	岡津地域ケアプラザ圏域		(株)アイシマ
	157	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 オリーブ	瀬谷区三ツ境159-10	二ツ橋地域CP	H20.8.1	(株)アイシマ
	158	看多機	看護小規模しょうじゅの里三保サテライト三ツ境	瀬谷区三ツ境78-1	二ツ橋地域CP	R4.6.1	(福)兼愛会
	159	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 ロマン	瀬谷区阿久和南2-11-18	阿久和地域CP	H23.4.1	(株)アイシマ
	160	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 アマリリス	瀬谷区阿久和東1-12-38	阿久和地域CP	H24.4.1	(株)アイシマ
	161	小多機	小規模多機能居宅介護事業所 ココレカ	瀬谷区阿久和東1-9-36	阿久和地域CP	R2.4.1	(株)アイシマ
	162	小多機	小規模多機能ホーム あんのん	瀬谷区本郷3-1-17 第2斉藤ビル1階	中屋敷地域CP	H23.10.1	(株)エムズプロ
	163	小多機	小規模多機能型居宅介護事業所 アカシア	瀬谷区本郷1-14-13	中屋敷地域CP	H24.4.1	(株)アイシマ
	164	小多機	わくわくの里	瀬谷区橋戸3-69-2	下瀬谷地域CP	H19.4.1	(NPO)ワーカーズわくわく
	165	小多機	六丁目のつどい	瀬谷区瀬谷6-16-11	下瀬谷地域CP	H21.6.1	(有)優心会
	166	小多機	咲くや愛成	瀬谷区相沢7-13	二ツ橋第二地域CP	H28.4.1	(福)愛成会

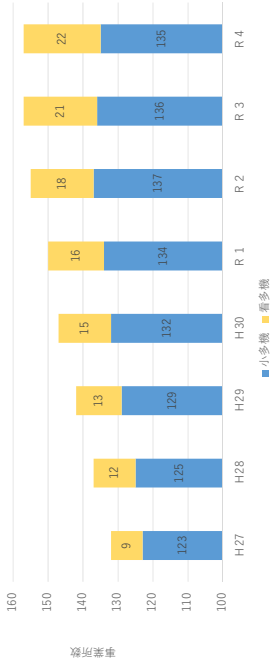
※ 小多機…小規模多機能型居宅介護事業所
※ 看多機…看護小規模多機能型居宅介護事業所

※ CP…地域ケアプラザ
※ …2か所整備済み圏域
※ …3か所整備済み圏域
※ …令和4年度～整備予定

横浜市の 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 関係データ

市内事業所数の推移

これまで小多機・看多機共に増加してきましたが、近年は鈍化傾向にあります。



出典：横浜市

事業所当たりの利用者数（要介護度別）

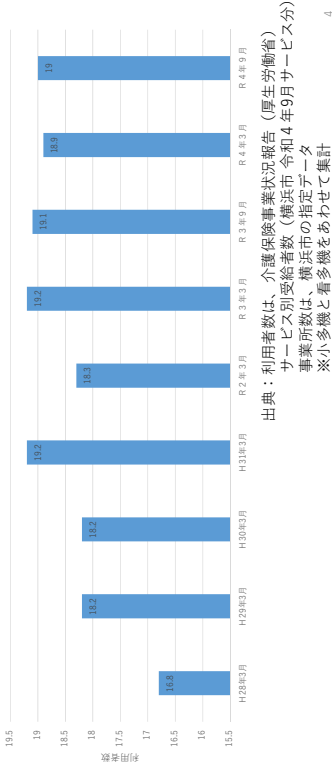
小多機は要介護2、要介護3の利用者が多く、看多機は要介護5、要介護4の利用者が多くなっています。

	横浜市	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	事業所数
小多機		78	104	502	656	562	430	246	2,578	136
		0.6	0.8	3.7	4.8	4.1	3.2	1.8	19.0	-
看多機		-	-	32	65	69	94	167	427	22
		-	-	1.5	3.0	3.1	4.3	7.6	19.4	-

出典：利用者数は、介護保険事業状況報告（厚生労働省）
サービス別受給者数（横浜市 令和4年9月サービス分）
事業者数は、横浜市の指定データ（令和4年9月）

事業所当たりの利用者数の推移

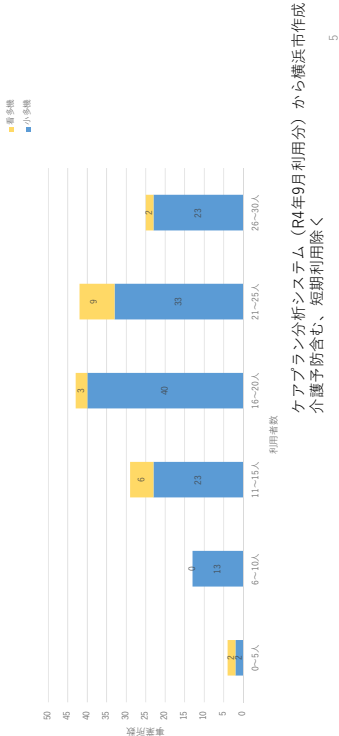
事業所当たりの利用者数は全体的に概ね横ばい傾向にあり、令和4年9月は19人となっています。



出典：利用者数は、介護保険事業状況報告（厚生労働省）
サービス別受給者数（横浜市 令和4年9月サービス分）
事業者数は、横浜市の指定データ
※小多機と看多機をあわせて集計

事業所当たりの利用者数

利用者数は16～20人、21～25人の事業所が多くなっていますが、0～5人から26～30人まで広く分布しています。



5

【参考】事業所当たりの職員数

職員数の平均は、小多機が11.5名、看多機が16.6名となっています。看護師数の差が大きくなっています。

	看護師 (常勤)	看護師 (非常勤)	准看護師 (常勤)	准看護師 (非常勤)	介護福祉士 (常勤)	介護福祉士 (非常勤)	介護職員 (常勤)	介護職員 (非常勤)	計
小多機	0.2	0.2	0.1	0.1	3.4	1.7	2.1	3.7	11.5
看多機	2.7	1.5	0.5	0.4	6.0	1.5	1.7	2.4	16.6

小多機・看多機事業所向けアンケート (H29.6 横浜市実施)
回答数：64事業所
※非常勤は全て常勤換算の人数

6

【参考】事業所ごとの1日当たり支援回数

1日当たりの支援回数は、登録人数を上回っています。

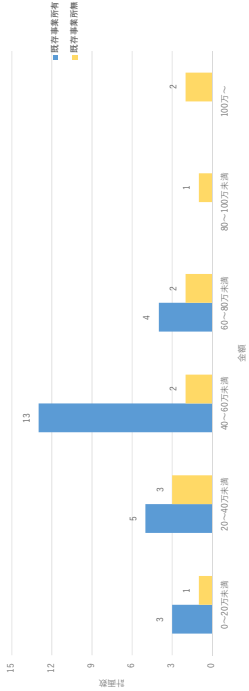
平均人数	1日あたり支援回数		
	通い	泊まり	訪問
19.5	9.9	2.8	10.8

小多機・看多機事業所向けアンケート (H29.6 横浜市実施) において
添付された活動報告書の分析 (概ねH29年3月または4月実績)
事業所数：55
※平均人数は回答事業所の活動報告書掲載数の平均のため、前出の数値
とは一致しない。

7

事業計画における賃借料

小多機や看多機の既存事業所がある法人は、新しい事業所を計画する際、土地や建物に
かける費用を一定程度に抑えているように見受けられます。



平成29年度～令和3年度募集の応募計画、事業計画書の収支予算書から横浜市作成
※不選定含む。小多機と看多機を合わせて集計。一部明らかな誤りは修正。

8

横浜市地域密着型サービス事業所整備促進のための民有地マッチング事業について
 地域密着型サービス事業所の整備促進のため、土地所有者等と当該事業所の整備・運営を希望する運営法人のマッチングに係る事業を行っています。

【参考】令和4年度横浜市地域密着型サービス事業所整備促進のための民有地マッチング事業チラシ

※令和5年度は、内容に変更が生じる可能性があります。

令和4年度 横浜市受託事業
 横浜市地域密着型サービス事業所整備促進のための民有地マッチング事業

とち ふくし ゆうこうかつよう
 あなたの土地を高年齢者福祉※へ有効活用しませんか

※対象となるのは下記の3つの事業所です。



横浜市内の土地建物を高年齢者福祉に活用したいオーナー様と
 横浜市内で地域密着型事業所を開設したい運営法人とのご縁をつなぐ事業です。

横浜市では、よこはま地域包括ケア計画(第8期横浜市高年齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画)に基づき、介護保険制度の地域密着型サービス(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム)の事業所の整備を促進しています。
 これらは、高年齢の方が、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送るためにとても重要な施設ですが、整備の進んでいない地域があるのが現状です。
 本事業は、高年齢者福祉への土地有効活用を希望する土地所有者等と、事業所開設を希望する運営法人をマッチングし、整備を推進することを目指しています。

マッチング対象者

- 横浜市内に所有する土地等を地域密着型サービス事業所(下記対象事業)に有効活用したい方
- 横浜市内で地域密着型サービスの事業所(下記対象事業)を開設希望の運営法人

対象となる事業所

- 小規模多機能型居宅介護事業
- 看護小規模多機能型居宅介護事業
- 認知症対応型共同生活介護事業(認知症高齢者グループホーム)

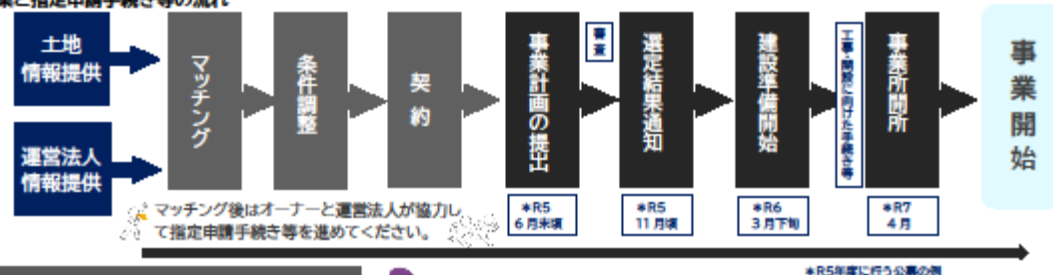
参加費用

本事業のセミナー、見学会へのご参加、ご相談、マッチング費用は無料です。

事業の内容

- マッチングセミナー(市内で延べ6回開催)
市内の整備状況、マッチング事業の流れなど
- 事業所見学会(3回実施の予定)
小多機、看護多機、グループホームを実際に見学
- 個別相談会(随時受付)
土地を活用したい、運営者を紹介してほしい、事業を開設する土地を紹介してほしい。
- 税務相談
税理士が相談に応じます。
- マッチング
土地と運営法人を繋げます。

本事業と指定申請手続き等の流れ



地域密着型サービスってなに？

高齢者が可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするために、提供される介護サービスで、横浜市に住所のある方(横浜市被保険者)のみが利用できます。

この事業では地域密着型サービスのうち「小規模多機能型居宅介護事業」「看護小規模多機能型居宅介護事業」「認知症対応型共同生活介護事業」の3事業について、土地等の有効活用を目指しています。

●小規模多機能型居宅介護事業

要介護・要支援の認定を受けた方が、家庭的な雰囲気の中、「通所」を中心に「訪問」や「泊り」で介護を受けるサービスです。「訪問」や「泊り」もなじみのあるスタッフからサービスを受けるため、安心感があります。

●看護小規模多機能型居宅介護事業

要介護の認定を受けた方が利用できる、小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせたサービスです。

●認知症対応型共同生活介護事業(認知症高齢者グループホーム)

要介護・要支援の認定を受けた認知症の方が、家庭的な雰囲気の中、5～9人で共同生活を送りながら入所による日常生活の介護を受けるサービスです。居室(原則個室)・居間・食堂・浴室などがあり、家事をスタッフと一緒にやるなど役割を持つことで、認知症の進行を緩和し、安心して日常生活が送れることを目指します。

Q&A

Q 土地はどれぐらいの面積が必要？

前面道路や、建築可能な面積にもよりますが、概ね500～700㎡位が目安になります。

Q 市街化調整区域の土地でも設置できる？

小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所は一定の基準に合致すれば可能です。

Q 実際の活用までどれぐらいかかるの？

事業所を運営する法人は、公募により選定します。運営法人が立てた事業計画を横浜市が審査し、計画が選定されて初めて事業所の建設を行うことができます。公募への応募から実際の開設までは約2年間の期間を要します。

Q 開設に係る補助金は？

事業所の開設にあたり、運営法人又は土地所有者等(オーナー)への整備費の補助制度(1事業所あたり上限 3,360万円)と、運営法人対象の開設準備経費の補助制度(1事業所あたり 83万9千円×定員)があります。条件や注意事項がありますので、詳細は横浜市健康福祉局介護事業指導課発行の「建設の手引き」をご確認ください。

Q どんな土地でもいいの？

高齢者の安全性を確保するため、土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域、洪水・内水の浸水想定区域に該当する場合は事業所には適しません。

Q 売却と賃貸どちらの需要が多い？

建物賃貸を希望されている運営法人が多くなっています。

Q マッチングした後はどうなるの？

土地建物所有者(オーナー)と運営法人双方で条件調整をし、契約となります。横浜市への指定申請手続きは運営法人が行いますが、土地建物所有者(オーナー)が補助金申請をご希望される場合は、横浜市と運営法人との事業者ヒアリングに、土地建物所有者(オーナー)にもご出席いただけます。

その他 注意事項

※ 紹介いただいた対象地に事業所の建設が可能かどうかは、運営法人に調査・確認を行っていただきます。

※ 事業所の開設にあたっては、運営法人の事業計画が横浜市の審査を受け選定される必要があります。

※ 契約にあたっては、土地所有者等(オーナー)と運営法人にて条件を調整していただきます。

※ 立地条件によっては開設に応募できない土地がございますので予めご承知おきください。

※ 詳細は横浜市健康福祉局 介護事業指導課発行の「建設の手引き」をご確認ください。

地域密着型サービス事業所整備計画 事前相談等申込票

送信先	健康福祉局 介護事業指導課 整備担当宛			送信日	年	月	日
	Eメール: kf-kscm@city.yokohama.jp TEL: 045-671-3414 FAX: 045-550-3615 横浜市中区本町6-50-10						

①事前相談等申込票の送付

○必要事項を記入し、上記送信先にEメール又はFAXでお送りください。お急ぎの場合はお電話でご一報ください。

※お電話をいただいてもすぐに対応できない場合がありますのでご了承ください。

○受理後、担当者からご連絡いたします。

○小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について、市街化調整区域での整備を予定している場合は事前相談が必須です。

○相談内容によっては、お電話での対応となる場合があります。

○レイアウトに関する相談の場合、平面図・案内図等もあわせてお送りください。

②事前相談にあたっての留意事項

(1) 必ず「建設の手引き」をご一読・ご持参ください。

(2) 運営に関する質問・指定に係る手続きは、別途介護事業指導課【運営担当】(045-671-3466)へ

お問い合わせください。

↓該当するものに■黒塗り

開設予定法人	法人名:		予定事業	☐ ①認知症対応型共同生活介護
	担当者:			☐ ②小規模多機能型居宅介護
	連絡先:			☐ ③看護小規模多機能型居宅介護
			併設 有・無 ()	
設計担当	法人名:		補助金申請予定	☐ 整備費 (□法人 □オーナー型)
	担当者:			☐ 開設準備経費
	連絡先:			☐ 申請予定なし
予定地				() 圏域
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について、市街化調整区域での整備を予定している場合に記載してください			直近の小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所(整備中のもの含む)との直線距離	m
定員	①の場合	ユニット1 ユニット2 ユニット3 ()人=()人+()人+()人	整備予定地の現状	☐ 更地 現状 ()
	②③の場合	登録()人、通所()人 宿泊()人、個室()部屋		☐ 建物有り 現状 ()
			☐ 建物有り(既存物件改修予定)	
来庁希望日時			来庁人数	
第1希望	月	日	:	名
第2希望	月	日	:	名
第3希望	月	日	:	名
質問・相談内容				

問合せ・連絡先

【事業者募集・選定】

横浜市 健康福祉局 介護事業指導課 地域密着 整備担当

TEL 045-671-3414 FAX 045-550-3615

●認知症対応型共同生活介護事業

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kaisetsu/gh-seibi.html>

横浜市 認知症高齢者グループホーム

検索



●小規模多機能型居宅介護事業及び看護小規模多機能型居宅介護事業

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kaisetsu/st-seibi.html>

横浜市 小規模多機能型居宅介護

検索



【サービス内容・指定手続き】

横浜市 健康福祉局 介護事業指導課 地域密着 運営担当

TEL 045-671-3466 FAX 045-550-3615

ご来庁の場合、必ず事前に日時をお約束の上、お越しください。